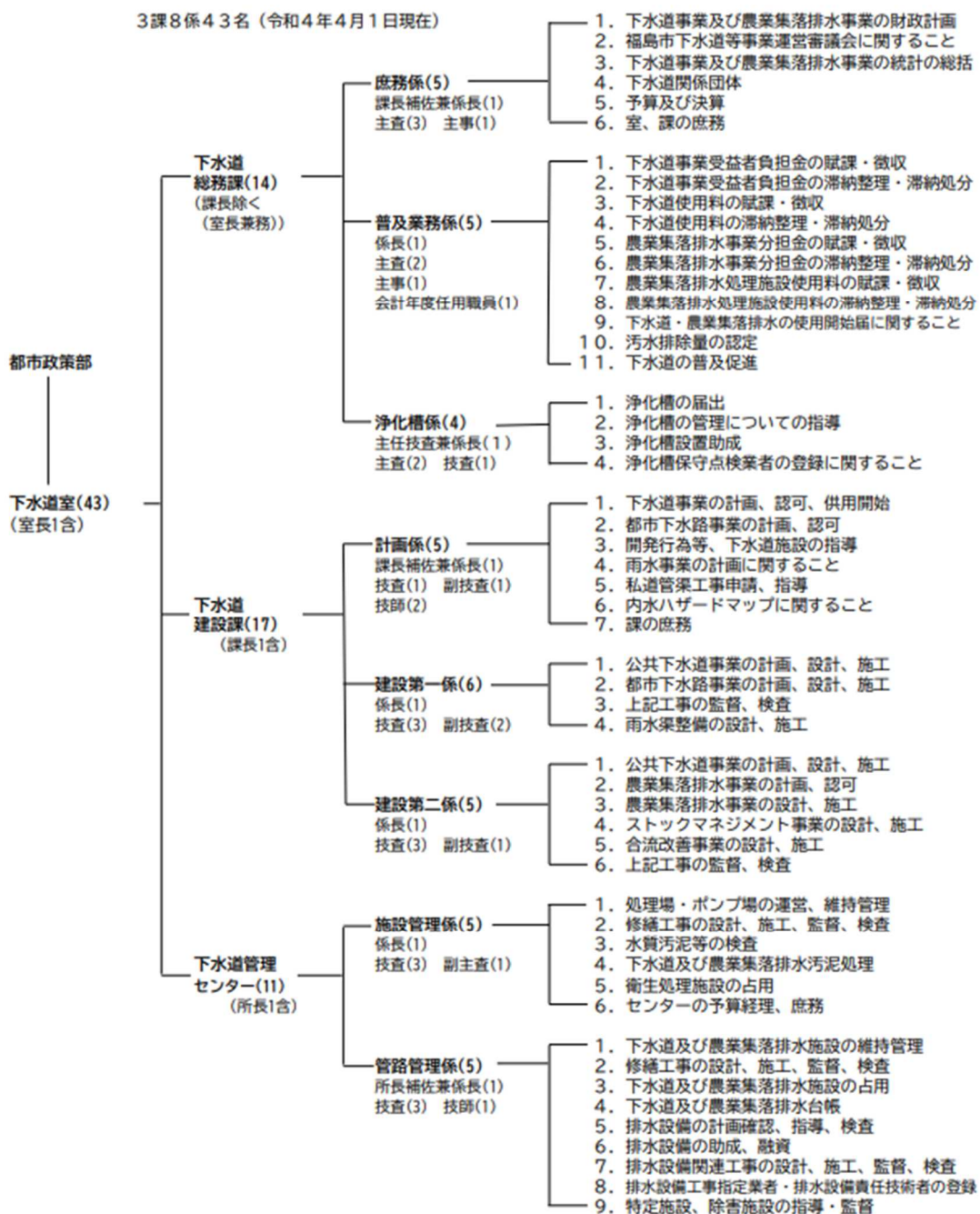


### 第3章 下水道事業における財務事務と管理運営

#### 第1節 都市政策部下水道室の概要

##### 1 組織及び職員配置図



## 2 事務分掌

### 下水道室

#### 下水道総務課

- (1) 下水道事業及び農業集落排水事業の総合調整に関すること。
- (2) 下水道事業及び農業集落排水事業の財政計画に関すること。
- (3) 下水道事業及び農業集落排水事業に係る予算及び決算に関すること。
- (4) 下水道事業及び農業集落排水事業の統計の総括に関すること。
- (5) 下水道等事業運営審議会に関すること。
- (6) 下水道関係団体に関すること。
- (7) 下水道事業受益者負担金及び農業集落排水事業分担金の賦課及び徴収に関すること。
- (8) 下水道事業受益者負担金及び農業集落排水事業分担金の滞納整理及び滞納処分に関すること。
- (9) 下水道及び農業集落排水処理施設の使用開始等届に関すること。
- (10) 汚水排除量の認定に関すること。
- (11) 下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料の賦課及び徴収に関すること。
- (12) 下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料の滞納整理及び滞納処分に関すること。
- (13) 水洗化の普及促進に関すること。
- (14) 浄化槽の届出に関すること。
- (15) 浄化槽管理についての指導に関すること。
- (16) 浄化槽設置助成に関すること。
- (17) 浄化槽保守点検業者の登録に関すること。
- (18) 室の庶務に関すること。

#### 下水道建設課

- (1) 公共下水道事業、都市下水路事業及び農業集落排水事業の計画、協議及び認可に関すること。
- (2) 公共下水道事業、都市下水路事業及び農業集落排水事業の供用開始に関すること。
- (3) 公共下水道事業、都市下水路事業及び農業集落排水事業の設計及び施行に関すること。
- (4) 開発行為に伴う下水道施設の指導に関すること。
- (5) 私道管渠工事に関すること。
- (6) 所管工事の監督及び検査（他の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (7) 下水道台帳及び農業集落排水処理施設台帳に関すること。

#### 下水道管理センター

- (1) 下水道施設及び農業集落排水処理施設の運営及び維持管理に関すること。
- (2) 下水道施設及び農業集落排水処理施設の修繕工事の設計及び施行に関すること。
- (3) 衛生処理施設の運営及び維持管理に関すること。
- (4) 衛生処理施設の修繕工事の設計及び施行に関すること。
- (5) 所管工事の監督及び検査（他の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (6) 水質汚泥等の検査に関すること。
- (7) 下水道汚泥及び農業集落排水汚泥の処理に関すること。
- (8) 下水道施設及び農業集落排水処理施設の占用に関すること。
- (9) 衛生処理施設の使用許可に関すること。
- (10) 下水道台帳及び農業集落排水処理施設台帳に関すること。
- (11) 排水設備の計画確認及び当該工事の指導・検査並びに台帳に関すること。
- (12) 排水設備の補助及び融資に関すること。
- (13) 排水設備関連工事の設計及び施行に関すること。
- (14) 排水設備責任技術者及び排水設備指定工事店に関すること。
- (15) 特定施設及び除害施設の指導監督に関すること。

### 3 下水道事業の概要

福島市下水道事業の概要については、「福島市下水道事業経営戦略【改訂版】（令和3年度～令和12年度）」第2章事業概要1下水道事業の沿革に記載されていることから内容を引用する。

#### (1) 公共下水道事業

##### ①汚水事業

昭和38年7月に福島駅を中心とした旧市街地594haを計画区域とした福島市都市計画公共下水道事業計画の認可を受け、同年11月合流式下水道による公共下水道築造事業に着手した。その後、福島県の進める流域下水道事業と本市の進める流域関連公共下水道事業を推進し、計画処理区域面積、計画処理人口の拡大と下水道普及率の向上に努め、令和元年度末現在、単独公共下水道467ha、流域関連公共下水道3,862haを合わせた事業計画面積4,329haのうち90.0%にあたる3,898haが整備済みとなっている。

##### ②雨水事業

市街地における雨水による浸水防除のため、雨水排水ポンプ場や雨水渠の整備を計画的に進めてきた。令和元年度末現在、単独公共下水道467ha、流域関連公共下水道2,808haを合わせた事業計画面積3,275haのうち54.3%にあたる1,778haが整備済みとなっている。

(2) 特定環境保全公共下水道事業

土湯温泉町特定環境保全公共下水道は、磐梯朝日国立公園に位置する土湯温泉町において、豊かな自然環境を保全するため、市街化区域外の下水道事業として実施している。

なお、平成3年12月に20haの事業認可を得て、平成7年10月に一部下水道の供用を開始し、現在は施設整備が概ね完了し維持管理を行っている。

(3) 農業集落排水事業

農業振興地域の生活排水処理として、自然との共生をめざし、住環境の向上や河川などの水質保全、快適な生活環境の確保を図るため、平成7年度に小田地区、平成10年度に山口地区において農業集落排水事業の事業採択を受けて、それぞれ98.8ha、213.0haの整備事業を実施しました。現在、施設整備を完了し維持管理を行っている。

(4) その他

福島市では、し尿や生活排水を処理する個人設置の合併処理浄化槽の普及を広める事業や下水道区域外の雨水による浸水の防除を主な目的とする都市下水路の整備を行い、上記の3事業のほか、これらを含めた広い意味での下水道事業を行っている。

阿武隈川上流流域下水道の都市計画決定・事業認可

事業	順番	都市計画決定		事業認可				
		決定告示年月日番号	計画面積 ha (2市2町)	計画面積 ha (福島市分)	下水道法 事業認可年月日番号	都市計画法事業認可 告示年月日番号	計画面積 ha (2市2町)	計画人口人 (2市2町)
流域 下水 道				昭和58年2月28日 建設省福都下流発第7号	流域別下水道整備総合計画承認			
	1	昭和57年9月28日 福島県告示第1321号	5,280	4,243	昭和58年7月4日 建設省福都下流発第2号	昭和58年7月15日 建設省告示第1288号	308	18,360
	2	昭和61年9月2日 福島県告示第1485号	5,792	4,668	昭和61年9月9日 建設省福都下流発第3号	昭和61年9月30日 建設省告示第1585号	510	26,410
	3	平成2年2月20日 福島県告示第180号	管渠等変更		平成2年3月1日 建設省福都下流発第1号	平成2年3月22日 建設省告示第575号	1,298	59,131
	4	平成6年7月8日 福島県告示第627号	5,990	4,846	平成6年7月21日 建設省福都下流発第5号	平成6年8月2日 建設省告示第1734号	1,298	59,131
	5	平成7年2月28日 福島県告示第23号	管渠の変更		平成7年3月1日 建設省福都下流発第1号	平成7年3月20日 建設省告示第272号	1,298	59,131
	6	平成8年5月31日 福島県告示第511号	6,075	4,910	平成8年7月18日 建設省福都下流発第8号	平成8年8月6日 建設省告示第1641号	1,952	86,517
	7	平成10年10月2日 福島県告示第887号	管渠の変更		平成10年11月18日 建設省福都下流発第9号	平成10年11月18日 建設省福都下流発第10号	管渠ルート 変更	86,517
	8				平成11年5月31日 建設省福都下流発第4号	-	(保原町拡大)	87,897
	9	平成11年11月12日 福島県告示第997号	浄化センター 敷地減		平成11年12月7日 建設省福都下流発第8号	平成11年12月7日 建設省福都下流発第9号	浄化センター 敷地減	87,897
	10	平成13年1月19日 福島県告示第57号	36,084	4,910	平成13年3月23日 国東整都住第93号	平成13年3月9日 国東整計建都福第15号	左岸幹線南伸	135,490
	11				平成14年10月21日 国東都住第148号	平成14年9月10日 国東整計建都第1号	右岸幹線追加	175,070
	12	平成16年1月9日 福島県告示第17号	管渠ルート 変更					
	13				平成16年3月31日 国東整都住第444号	平成16年3月31日 国東整計建都福第24号	3,976	175,090
	14	平成17年4月8日 公告第219号	管渠ルート 変更		平成17年2月25日 国東整都住第228号	-	4,018	176,090
	15				平成18年4月28日 国東整都住第344号	平成18年4月28日 国東整計建都福第24号	4,237	185,330
	16				平成20年10月24日 国東整都住第116号	平成20年10月24日 国東整計建都福第2号	4,540	201,710
	17				平成24年2月24日 国東整都住第260号	平成24年2月27日 国東整計建都福第5号	5,264	227,240
	18				平成29年3月3日 国東整都住第56号	平成29年2月13日 国東整計建都福第8号	5,289	224,810
	19				令和2年3月31日 元都第1448号	-	5,312	226,880
20				令和4年2月24日 3都第1285号	令和3年12月23日 国東整計管都福第10号	5,341	214,760	

(出典：令和4年度 福島市の下水道)

公共下水道事業の都市計画決定・事業認可

事業	順番	都市計画決定			事業認可			
		決定告示年月日番号	計画面積 ha	計画人口 人	下水道法 事業認可年月日番号	都市計画法 事業認可告示年月日番号	計画面積 ha	計画人口 人
単 独 公 共 下 水 道	1	昭和38年3月30日 建設省告示第1061号	(594.48) 594.48	(76,000) 76,000	昭和38年7月4日 建設省福都第162号	昭和38年9月6日 建設省告示第2303号	177.998	25,000
	2	昭和41年3月31日 建設省告示第1120号	管渠の変更		昭和41年3月25日 建設省福都第70号	昭和41年3月31日 建設省告示第1120号	管渠の変更	
	3	昭和43年3月30日 建設省告示第988号	管渠の変更		昭和42年12月13日 建設省福都下発第6号の2	昭和43年3月30日 建設省告示第988号	199.724	29,400
	4				昭和44年9月29日 建設省福都下発第13号の2		終末処理場 着手	
	5				昭和45年10月20日 建設省福都下発第8号の2	昭和45年9月8日 福島県告示第908号	279.707	41,000
	6		(1,024.48)	(118,000)	昭和47年8月4日 建設省福都下事第15号	昭和47年8月15日 福島県告示第775号	594.48	76,000
	7	昭和51年10月20日 福島市告示第211号			昭和52年2月2日 建設省福都下公発第1号	昭和52年6月14日 福島県告示第693号	管渠等変更	
	8	昭和53年4月21日 福島市告示第37号	(1,000) 1,000	(104,600) 104,600	昭和53年6月1日 建設省福都下公発第17号	昭和53年7月14日 福島県告示第946号	1,000	104,600
	9	昭和58年2月23日 福島市告示第24号	(1,140) 1,073	(90,300) 86,300	昭和58年3月16日 建設省福都下公発第1号	昭和58年4月30日 福島県告示第588号	1,073	86,300
	10	昭和62年8月10日 福島市告示第131号	(2,058) 1,768	(102,140) 96,380	昭和62年9月17日 建設省福都下公発第10号	昭和62年9月29日 福島県告示第1253号	1,440	80,970
	11	平成2年11月2日 福島市告示第154号	管渠の一部 廃止		平成2年5月9日 建設省福都下公発第5号	平成2年7月13日 福島県告示第755号	1,694	90,190
	12	平成3年7月11日 福島市告示第86号	管渠の変更		平成3年12月6日 建設省福都下公発第15号	平成3年12月10日 福島県告示第1165号	管渠の変更	
	13	平成6年7月8日 福島市告示第93号	ポンプ場の 追加	(103,050) 97,290	平成8年7月16日 建設省福都下公発第15号	平成8年7月30日 福島県告示第699号	ポンプ場の 追加	
	14	平成12年7月26日 福島市告示第116号	管渠・ポンプ 施設の変更					
	15				平成13年3月30日 福島県指令第99号	平成13年3月30日 福島県告示第345号	1,021	57,480
	16				平成18年3月28日 福島県指令都第1062号	平成18年3月28日 福島県告示第309号	467	23,580
	17				平成22年3月31日 福島県指令都第1778号	平成22年4月9日 福島県告示第271号	(493) 467	(25,609) 23,580
	18				平成26年3月18日 福島県25都第1807号	平成26年3月28日 福島県告示第211号	(493) 467	(25,609) 23,580
	19				平成28年3月29日 福島県27都第1748号	平成28年3月29日 福島県告示第226号	事業期間 の延長	
	20				令和3年3月11日 2都第1316号	令和3年3月16日 福島県告示第298号	事業期間 の延長	
流 域 関 連 公 共 下 水 道	1	昭和62年8月10日 福島市告示第131号	(4,742) 2,900	(154,940) 118,110	昭和62年9月17日 福島県指令都第167号	昭和62年9月29日 福島県告示第1252号	467	20,910
	2	平成2年11月2日 福島市告示第131号	管渠等変更		平成2年5月9日 福島県指令都第91号	平成2年7月13日 福島県告示第756号	1,060	47,720
	3				平成3年4月5日 福島県指令都第62号	平成3年4月5日 福島県告示第365号	管渠の変更	
	4	平成6年7月8日 福島市告示第93号	(4,852) 3,078	(157,200) 121,720				
	5	平成8年5月31日 福島市告示第73号	(4,852) 3,142	(159,130) 127,850	平成9年3月27日 福島県指令都第90号	平成9年4月4日 福島県告示第369号	1,457	64,237
	6	平成12年7月26日 福島市告示第116号	管渠・ポンプ 施設の変更					
	7	平成13年1月9日 福島市告示第11号	接続点・管渠の変更・ポ ンプ場の廃止					
	8	平成13年4月10日 福島市告示第66号	(4,852) 3,228					
	9				平成13年3月30日 福島県指令都第111号	平成13年4月13日 福島県告示第393号	2,486	108,450
	10	平成14年4月5日 福島市告示第54号	5,042					
	11				平成15年9月2日 福島県指令都第403号	平成15年9月2日 福島県告示第934号	3,162	146,450
	12	平成16年3月2日 福島市告示第54号	5,062					
	13				平成16年5月7日 福島県指令都第97号	平成16年5月14日 福島県告示第585号	3,182	146,450
	14	平成17年4月14日 福島市告示第72号	5,095					
	15				平成18年6月13日 福島県指令都第172号	平成18年6月13日 福島県告示第527号	3,401	155,690
	16				平成20年11月20日 福島県指令都第1601号	平成20年11月28日 福島県告示第797号	3,628	168,310
	17	平成24年6月18日 福島市告示第157号	5,217					
	18				平成24年6月27日 24都第322号	平成24年7月20日 福島県告示第361号	注1 4,315	195,020
	19	平成26年3月27日 福島市告示第69号	5,215					
	20				平成29年3月7日 28都第1591号	平成29年3月21日 福島県告示第229号	4,329	192,760
	21				令和4年3月18日 3都第1375号	令和4年3月18日 福島県告示第178号	4,335	183,090
公 特 定 湯 下 境 水 保 道 全 町	1				平成3年12月5日 福島県指令都第336号		20	5,130 定住 930
	2	平成5年11月5日 福島市告示第163号	(20) 20	5,130 定住 930	平成6年3月11日 福島県指令都第57号	平成6年3月11日 福島県告示第264号	処理場の 位置変更	
	3				平成9年3月25日 福島県指令都第76号	平成9年3月25日 福島県告示第314号	事業期間 の延長	
	4				平成13年3月30日 福島県指令都第101号	平成13年3月30日 福島県告示第346号	事業期間 の延長	3,830 定住 400
	5				平成23年8月18日 福島県指令都第484号	平成23年8月30日 福島県告示第419号	事業期間 の延長	
	6				平成29年3月10日 28都第1624号		点検・調査 頻度の記載	
	7				令和3年3月1日 2都第1317号	令和3年3月16日 福島県告示第299号	事業期間 の延長	

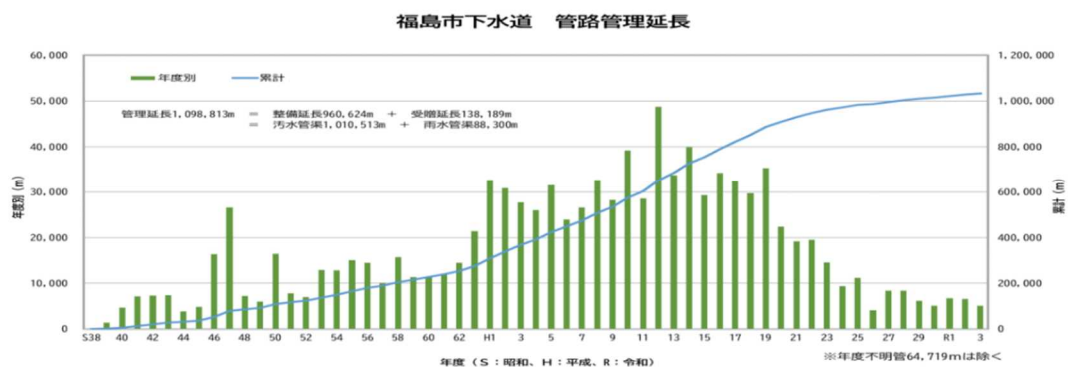
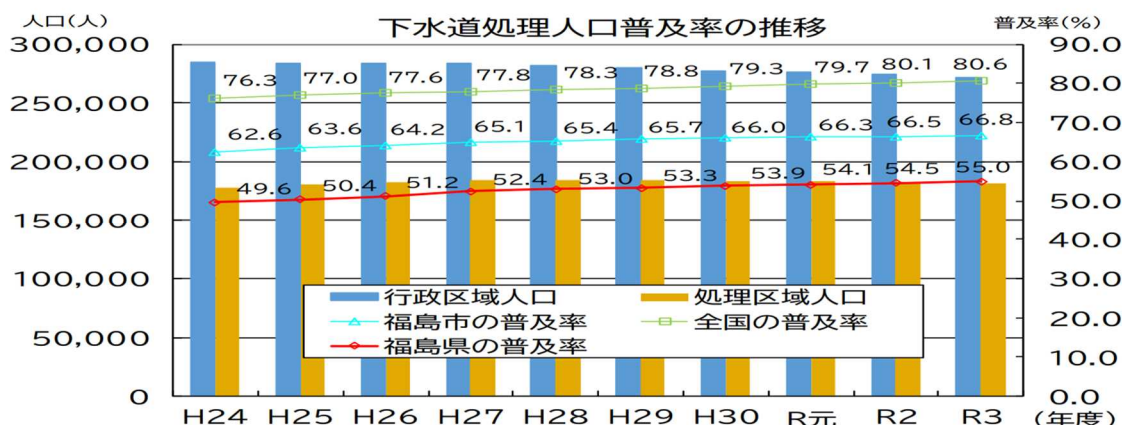
● 面積、人口は福島市分のみ／( )は福島市の将来全体計画値

注1 単独公共下水道467haを含む

(出典：令和4年度 福島市の下水道)

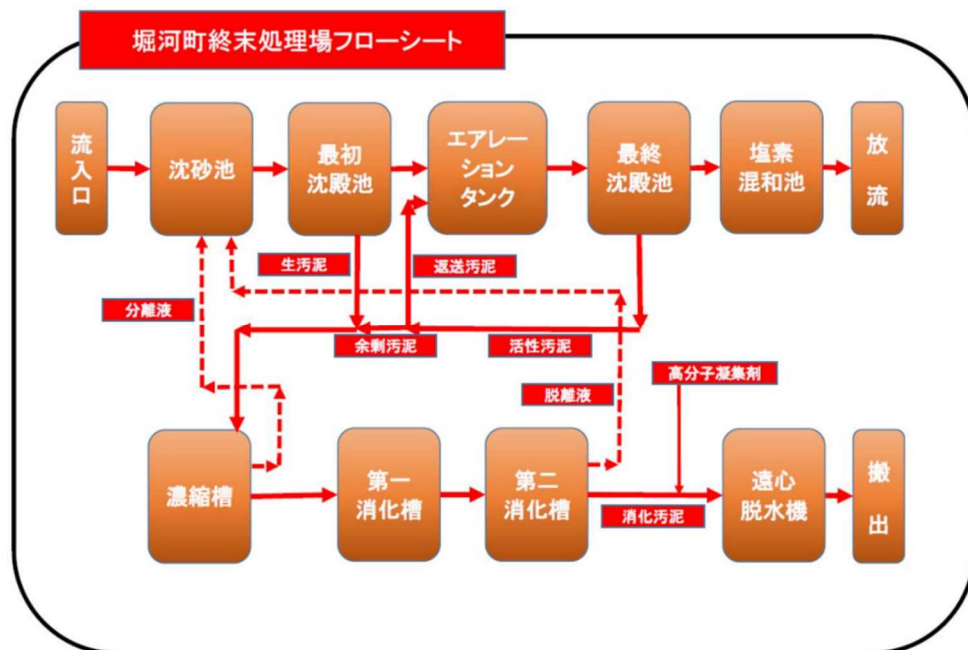
#### 4 下水道事業整備状況（污水）

区分	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	備考
A 行政面積 (ha)		76,772	76,772	76,772	76,772	76,772	
B 行政世帯 (世帯)		122,130	122,379	123,153	123,782	124,095	
C 行政人口 (人)		280,002	277,571	276,006	274,297	271,798	住民基本台帳人口
D 市街化区域面積 (ha)		5,043	5,043	5,043	5,043	5,043	
E 市街化区域人口 (人)		214,917	213,051	211,850	210,538	208,620	
F 人口集中地区区域面積 (ha)		3,981	3,981	3,981	3,981	3,981	
G 人口集中地区区域人口 (人)		182,750	181,163	180,142	179,026	177,395	
H 認可区域面積 (ha)		(20) 4,349	(20) 4,349	(20) 4,349	(20) 4,349	(20) 4,355	( )土湯特環分:内数
I 認可区域人口 (人)		(400) 193,160	(400) 193,160	(400) 193,160	(400) 193,160	(400) 183,490	( )土湯特環分:内数
J 整備区域面積 (ha)		(19) 3,884	(19) 3,902	(19) 3,917	(19) 3,933	(19) 3,955	( )土湯特環分:内数
K 処理区域面積 (ha)		3,884	3,902	3,917	3,933	3,955	
L 処理区域内世帯 (世帯)		83,443	83,726	84,591	85,148	85,692	
M 処理区域内人口 (人)		184,031	183,062	183,051	182,414	181,603	
N 水洗化世帯 (世帯)		76,588	77,340	78,249	79,137	80,392	
O 水洗化人口 (人)		168,310	168,425	169,101	168,848	169,787	
K/A (%)		5.1	5.1	5.1	5.1	5.2	
K/D (%)		77.0	77.4	77.7	78.0	78.4	
K/H (%)		89.3	89.7	90.1	90.4	90.8	
整備率 (%) J/H		89.3	89.7	90.1	90.4	90.8	対認可達成率
普及率 M/C (%)		65.7	66.0	66.3	66.5	66.8	※全国平均 80.6% 福島県平均 55.0%
水洗化率 O/M (%)		91.5	92.0	92.4	92.6	93.5	



### 堀河町終末処理場

処理の中核となる堀河町終末処理場は、昭和44年9月29日認可変更を得て、同年12月16日建設工事に着手した。昭和46年11月1日から下水処理（簡易処理）を開始し、昭和48年12月1日から標準活性汚泥法による高級処理を行っている。



位 置	福島市東浜町9番11号				
放 流 先	阿武隈川				
敷地面積	32,899㎡（衛生処理場11,093㎡併設）				
処理方式	標準活性汚泥法による高級処理				
排除方式	合流式				
供用開始	昭和46年11月(簡易処理)昭和48年12月(高級処理)				
処理能力	処理水量	晴天時最大処理量 21,980㎡/日			
		雨天時最大処理量 94,163㎡/日			
	水 質	種 類	流入水	放流水	除去率
		BOD	220mg/ℓ	15mg/ℓ	約93%
	S S	190mg/ℓ	20mg/ℓ	約89%	
処理区域面積 (R4.3.31 現在)		493ha (合流467ha)			
処理区域人口 (R4.3.31 現在)		21,306人			



土湯温泉町浄化センター

土湯温泉町浄化センターは、平成7年10月1日より一部供用が開始、処理法としては、小規模処理場に適し、維持管理の容易な処理法である単槽式嫌気好気活性汚泥法が取り入れられている。

位 置	福島市土湯温泉町字見附60番地				
放 流 先	荒 川				
敷地面積	8,063㎡				
処理方式	単槽式嫌気好気活性汚泥法(ツープート法)				
排除方式	分流式				
供用開始	平成7年10月				
処理能力	処理水量	晴天時平均処理量 1,100㎡			
		晴天時最大処理量 1,400㎡			
	水 質	種 類	流入水	放流水	除去率
		BOD	230mg/ℓ	15mg/ℓ	約93.5%
S S	220mg/ℓ	20mg/ℓ	約90.9%		
処理区域面積(R4.3.31 現在)		19ha			
処理区域人口(R4.3.31 現在)		243人			

●処理水量

※ ( ) は晴天時

年度 \ 区分		年間総処理水量 (m <sup>3</sup> )	日平均処理水量 (m <sup>3</sup> )	日最大処理水量 (m <sup>3</sup> )
堀河町 終末 処理場	H29	5,772,128	(15,239) 15,814	(23,793) 24,291
	H30	5,366,847	(14,194) 14,704	(18,960) 19,793
	R 元	5,565,060	(14,433) 15,205	(20,626) 22,086
	R2	5,273,900	(13,629) 14,443	(20,167) 22,501
	R3	5,400,075	(13,993) 14,790	(17,833) 21,125

年度	区分	年間総処理水量	日平均処理水量	日最大処理水量
		(m <sup>3</sup> )	(m <sup>3</sup> )	(m <sup>3</sup> )
浄土 化湯 セン 温 タ 泉 イ 町	H29	154,184	421	1,204
	H30	143,551	392	661
	R元	144,327	394	1,045
	R2	126,755	347	652
	R3	139,668	382	680

## 5 下水道事業整備状況（雨水）

区分	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	備 考
		A 認可区域面積 (ha)	3,275	3,275	3,275	3,275	
B 整備区域面積 (ha)		1,778	1,778	1,778	1,778	1,778	合流を含む
整備率 (%) B/A		54.3%	54.3%	54.3%	54.3%	54.3%	対認可達成率

### 雨水排水ポンプ場

名称	堀河町雨水排水ポンプ場	下釜雨水排水ポンプ場	郷野目雨水排水ポンプ場	渡利雨水排水ポンプ場
開設	平成2年4月	平成5年4月	平成8年4月	平成12年4月
所在地	東浜町9-1	本内字北下釜47-1	郷野目字宝来町56-1	渡利字岩根町50-1
建設年度	昭和62年度～ 平成元年度	平成2年度～ 平成4年度	平成2年度～ 平成7年度	平成7年度～ 平成12年度
排水区	北部排水区・中部排水区 ・南部排水区	阿武隈川左岸第三排水区	大森川右岸第五排水区	阿武隈川右岸第二排水区
接続幹線	中部幹線	阿武隈川左岸 雨水第四号幹線	大森川右岸 雨水第五号幹線	阿武隈川右岸 雨水第三号幹線
排水面積	470.0ha	93.2ha	8.5ha	4.7ha
排水量	毎分320m <sup>3</sup> (毎秒5.3m <sup>3</sup> )	毎分190m <sup>3</sup> (毎秒3.2m <sup>3</sup> )	毎分255m <sup>3</sup> (毎秒4.2m <sup>3</sup> )	毎分130m <sup>3</sup> (毎秒2.2m <sup>3</sup> )

## 都市計画法事業認可

都市下水路名	都市計画法事業認可							実施状況(令和2年度末)				備考	
	認可年月日	集水面積 (ha)	流量 (m <sup>3</sup> /S)	水路延長 (m)	水路断面 (m)	事業費 (千円)	工期年度	起点 終点	放流先	施行年度	施行延長 (m)		事業費 (千円)
(県施行) 慈王川	昭和 32.10.23	192	4.9	1,363	(2.0+1.3)×1.3 (2.0+1.3)×1.5	13,500	32 ~35	起点 東浜町 終点 五老内町	阿武隈川	32 ~34	1,297	4,500	雨水幹線
森合	42.10.11	825	7,954	650	□1.00×0.90 ~2.70×1.30	21,000	42 ~43	起点 森合字西中川 終点 森合字北谷地	萩川	42 ~43	634	18,300	雨水幹線
野田町	43.10.7 46.3.30	188	4,743	950	○1.35~1.65	82,400	43 ~48	起点 野田町一丁目 終点 野田町四丁目	荒川	43 ~47	944	103,000	雨水幹線
御山 1号	48.11.16 51.3.19	189	13,855	1,300	□2.10×1.47 □4.00×1.80	381,490	48 ~55	起点 御山字松川原 終点 泉字曲松	松川	48 ~53	1,121	280,900	雨水幹線
御山 2号	52.12.20 55.1.29	(67.8)	6,475	1,053	□2.25×1.57 ~2.40×1.68	154,400	52 ~57	起点 御山字三合田 終点 泉字白川	御山1号	52 ~55	620	120,000	雨水幹線
岡部 1号	51.12.24 53.12.22	176	7,905	2,923	○1.350~ □3.00~1.80 (岡部排水機場)	372,500	51 ~58	起点 鎌田字新割 終点 岡部字中川原	胡桃川	51 ~56	2,922	391,500	
岡部 2号	53.12.22	(36.9)	3,505	666	○1.50~1.80	81,500	53 ~55	起点 本内字西慶二 終点 本内字南河原	岡部1号	53 ~54	666	94,800	
吾妻	52.12.20 55.12.5	178	5,337	4,080	□1.00×0.80 ~1.60×1.80	644,000	52 ~60	起点 上野寺字館の下 終点 町庭坂字遠原三 町庭坂字畑外	須川	52 ~60	4,066	679,250	
方木田	55.12.5 58.5.20	137	9,539	1,610	□1.00×0.80 ~2.00×1.30	170,000	55 ~60	起点 方木田字北白家 終点 吉倉字柳田	新川	55 ~60	1,620	164,500	雨水幹線
下野寺	58.10.4	233	18,991	1,713	□1.10×1.10 ~2.80×2.80	595,000	58 ~2	起点 笹木野字河原 終点 八島田字畑添	荒川	58 ~元	1,458	960,250	雨水幹線
岡島	61.12.26 2.12.18	82	1,119	2,881	□3.50×1.80 □1.00×1.00 (岡島排水機場)	542,750	61 ~4	起点 岡島字東 終点 岡島字東	胡桃川	61 ~7	4,174	812,647	
下釜	64.1.6	93	8,945	380	□2.00×2.00 ~1.70×1.70 (下釜雨水ポンプ場)	1,553,500	63 ~7	起点 本内字北下釜 終点 本内字西町	阿武隈川	63 ~元	-	139,000	雨水幹線
下野寺 第2	平成 元.12.15	115	11,814	1,456	□2.40×2.40 ~○1.20	624,270	元 ~6	起点 野田町六丁目 終点 笹木野字北中谷地	荒川	元 ~2	46	49,500	雨水幹線
郷野目	2.12.18	35.1	4,247	45	□1.40×1.40 □1.40×1.40 (郷野目雨水ポンプ場)	927,000	2 ~7	起点 郷野目字宝来町 終点 郷野目字宝来町	大森川	2 ~7	32	1,480,515	雨水幹線
岡島 第2	3.12.24	32	3,570	575	□1.00×1.00 ~1.80×1.50	217,000	3 ~12	起点 岡島字東 終点 岡島字中島	胡桃川	3 ~12	2,422	343,916	
方木田 第3	7.2.24	304	17,948	1,980	□2.00×2.00 ~2.70×2.50	1,200,000	6 ~12	起点 方木田字北白家 終点 仁井田字谷地南	新川	6 ~11	487	642,000	雨水幹線

## 6 下水道使用料

公共下水道事業は、雨水公費汚水私費の原則に基づき、汚水処理にかかる費用は、汚水原因者である使用者負担とされている。下水道使用料は、下水道施設の維持管理費、運営費、資本費に充てるため、福島市下水道条例第16条の規定に基づき、公共下水道の利用者から排除された汚水量に応じて、昭和47年5月1日より負担している。

(使用料)  
 第16条 市長は、公共下水道の使用について、毎月使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表の規定により算出した額に消費税法(昭和63年法律第108号)の規定に基づき算出される消費税の額に相当する額及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づき算出される地方消費税の額に相当する額を加えた額を使用料として徴収する。この場合において、使用料の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数額を切り捨てるものとする。

汚水の種類	基本使用料	従量使用料
一般汚水	汚水量10立方メートルまで 1,100円	汚水量11立方メートルから20立方メートルまで1立方メートルにつき 150円
		汚水量21立方メートルから30立方メートルまで1立方メートルにつき 185円
		汚水量31立方メートルから50立方メートルまで1立方メートルにつき 225円
		汚水量51立方メートルから100立方メートルまで1立方メートルにつき 275円
		汚水量101立方メートルから500立方メートルまで1立方メートルにつき 305円
		汚水量500立方メートルを超えるもの1立方メートルにつき 325円
公衆浴場汚水	汚水量10立方メートルまで 450円	汚水量10立方メートルを超えるもの1立方メートルにつき 45円
温泉汚水	汚水量10立方メートルまで 900円	汚水量10立方メートルを超えるもの1立方メートルにつき 90円

備考  
 1 「一般汚水」とは、公衆浴場汚水及び温泉汚水以外の汚水をいう。  
 2 「公衆浴場汚水」とは、公衆浴場(保養、娯楽その他の目的をもつて設けられた公衆浴場を除く。)から排除された汚水をいう。  
 3 「温泉汚水」とは、温泉法(昭和23年法律第125号)第15条第1項に規定する公共の浴用の許可及び旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項に規定する許可を受けたホテル、旅館等から排除された汚水をいう。

2 前項の使用料は、水道条例第34条の例により徴収する。  
 3 給水装置を共同で使用する場合の使用者は、使用料の納入について連帯責任を負わなければならない。  
 4 法第9条第2項の規定による下水の供用開始に伴う使用料の徴収は、第2項の規定にかかわらず供用開始の日以後において使用月の初日が最初に到来する使用月分からとする。

料金表

(1か月あたり、消費税込)

種別	区分	使用水量	使用料	種別	世帯人員	使用水量	使用料
一般汚水	基本使用料	0㎡～ 10㎡	1,210.00円	井戸水のみ 使用の 一般家庭	2人まで	10㎡	1,210.00円
		11㎡～ 20㎡	165.00円		3人	15㎡	2,035.00円
	従量使用料 (1㎡につき)	21㎡～ 30㎡	203.50円		4人	20㎡	2,860.00円
		31㎡～ 50㎡	247.50円		5人	25㎡	3,877.50円
		51㎡～100㎡	302.50円		以下1人増すごとに5㎡加算し、 一般汚水の料金表により算出		
		101㎡～500㎡	335.50円				
		501㎡～	357.50円				
公衆浴場汚水	基本使用料	0㎡～ 10㎡	495.00円	平成15年4月使用分より適用			
	従量使用料 (1㎡につき)	11㎡～	49.50円	*温泉汚水は、平成21年4月使用分より適用			
温泉汚水	基本使用料	0㎡～ 10㎡	990.00円				
	従量使用料 (1㎡につき)	11㎡～	99.00円				

(1) 使用料の算出

使用水量を次により認定し、一般汚水料金表により使用料を算出

- ①市上水道を使用している場合は、水道の使用量をもって下水道の使用水量とする。

②井戸水を使用している場合は、一般家庭では世帯人員による認定水量とし、事業用では汚水排除量測定装置による測定水量とする。

③市上水道と井戸水を併用している場合は、一般家庭では井戸水認定水量の 1/2 を水道の使用水量に加算したものを使用水量とし、事業用では汚水排除量測定装置による測定水量を水道の使用水量に加算したものを使用水量とする。

④地下水の一時使用は、一般汚水の単価を適用する。

(2) 使用料改定時における使用料算入状況

年度	処理原価			使用料単価					
	合計額	維持管理費分	資本費分	合計額	回収率	維持管理費単価	維持管理費算入率	資本費	資本費算入率
平成12	318.1円	94.0円	224.1円	171.8円	54.0%	94.0円	100.0%	77.8円	34.7%
平成15	310.9円	104.2円	206.7円	179.9円	57.8%	104.2円	100.0%	75.7円	36.6%

(3) 下水道使用料決算状況

(金額単位：千円)

年度	調定額	収入済額	不能欠損額	収入未済額	収納率
平成29	3,495,169	2,887,018	1,223	608,151	82.6%
平成30	3,473,974	2,868,171	1,391	605,803	82.6%
令和元	3,479,432	2,864,815	1,716	614,617	82.3%
令和2	3,461,833	2,855,251	1,806	606,582	82.5%
令和3	3,451,928	2,860,502	1,685	591,426	82.9%

(4) 使用料改定の経緯

(円)

種別	区分	S47.5月～	S51.4月～	S59.4月～	S63.4月～	H3.4月～
一般 污水	基本使用料	10m <sup>3</sup> まで 180	10m <sup>3</sup> まで 300	10m <sup>3</sup> まで 600	10m <sup>3</sup> まで 600	10m <sup>3</sup> まで 700
	従量使用料 (1m <sup>3</sup> につき)	11m <sup>3</sup> ～ 18	11m <sup>3</sup> ～ 30	11～20m <sup>3</sup> 70	11～20m <sup>3</sup> 75	11～20m <sup>3</sup> 90
				21～30m <sup>3</sup> 80	21～30m <sup>3</sup> 90	21～30m <sup>3</sup> 105
				31～50m <sup>3</sup> 90	31～50m <sup>3</sup> 105	31～50m <sup>3</sup> 125
				51m <sup>3</sup> ～ 100	51～100m <sup>3</sup> 120	51～100m <sup>3</sup> 145
					101～500m <sup>3</sup> 130	101～500m <sup>3</sup> 155
501m <sup>3</sup> ～ 140	501m <sup>3</sup> ～ 170					
公衆 浴場 污水	基本使用料	10m <sup>3</sup> まで 120	10m <sup>3</sup> まで 200	10m <sup>3</sup> まで 400	10m <sup>3</sup> まで 400	10m <sup>3</sup> まで 400
	従量使用料 (1m <sup>3</sup> につき)	11m <sup>3</sup> ～ 9	11m <sup>3</sup> ～ 15	11m <sup>3</sup> ～ 40	11m <sup>3</sup> ～ 40	11m <sup>3</sup> ～ 40
平均改定率		—	66.7%	180.0%	18.7%	19.3%

種別	区分	H6.4月～	H9.4月～	H12.4月～	H15.4月～	H21.4月～
一般 污水	基本使用料	10m <sup>3</sup> まで 800	10m <sup>3</sup> まで 900	10m <sup>3</sup> まで 1,000	10m <sup>3</sup> まで 1,100	10m <sup>3</sup> まで 1,100
	従量使用料 (1m <sup>3</sup> につき)	11～20m <sup>3</sup> 110	11～20m <sup>3</sup> 125	11～20m <sup>3</sup> 140	11～20m <sup>3</sup> 150	11～20m <sup>3</sup> 150
		21～30m <sup>3</sup> 130	21～30m <sup>3</sup> 150	21～30m <sup>3</sup> 170	21～30m <sup>3</sup> 185	21～30m <sup>3</sup> 185
		31～50m <sup>3</sup> 155	31～50m <sup>3</sup> 180	31～50m <sup>3</sup> 205	31～50m <sup>3</sup> 225	31～50m <sup>3</sup> 225
		51～100m <sup>3</sup> 185	51～100m <sup>3</sup> 220	51～100m <sup>3</sup> 250	51～100m <sup>3</sup> 275	51～100m <sup>3</sup> 275
		101～500m <sup>3</sup> 200	101～500m <sup>3</sup> 245	101～500m <sup>3</sup> 280	101～500m <sup>3</sup> 305	101～500m <sup>3</sup> 305
		501m <sup>3</sup> ～ 215	501m <sup>3</sup> ～ 265	501m <sup>3</sup> ～ 300	501m <sup>3</sup> ～ 325	501m <sup>3</sup> ～ 325
公衆 浴場 污水	基本使用料	10m <sup>3</sup> まで 450	10m <sup>3</sup> まで 450	10m <sup>3</sup> まで 450	10m <sup>3</sup> まで 450	10m <sup>3</sup> まで 450
	従量使用料 (1m <sup>3</sup> につき)	11m <sup>3</sup> ～ 45	11m <sup>3</sup> ～ 45	11m <sup>3</sup> ～ 45	11m <sup>3</sup> ～ 45	11m <sup>3</sup> ～ 45
温泉 污水	基本使用料					10m <sup>3</sup> まで 900
	従量使用料 (1m <sup>3</sup> につき)					11m <sup>3</sup> ～ 90
平均改定率		23.3%	17.9%	12.7%	8.8%	

(1か月あたり、消費税抜)

※平成 15 年 4 月以降、下水道使用料は改定されていない。

## 7 下水道受益者負担金

下水道事業の計画的な推進を図るため「福島市計画下水道事業受益者負担に関する条例」を設け、下水道が整備されることにより環境が改善され、利便性、快適性が向上する区域の土地の所有者及び権利者を受益者として、受益者負担金の賦課を行い建設財源の一部充てている。

### (1) 受益者

公共下水道の排水区域内にある土地の所有者（当該土地が地上権、永小作権、質権または使用貸借もしくは賃貸借による権利の目的となっている土地についてはその権利者）

### (2) 単位負担金額

公告された負担金賦課対象区域 1 平方メートル当たり 480 円

単位負担金額	区 域 名
1㎡当たり 480円 (平成元年度～)	御山、泉、小倉寺、西中央、東中央、南中央、北中央、笹木野、八島田、下野寺、北矢野目、南矢野目、岡部、岡島、瀬上町、宮代、鎌田、丸子、本内、笹谷、北沢又、南沢又、五十辺、飯坂町、飯坂町湯野、飯坂町平野、飯坂町中野、土湯温泉町、郷野目、鳥谷野、太平寺、黒岩、伏拝、方木田、吉倉、八木田、蓬萊町、田沢、清水町、永井川、大森、松川町、関谷、金谷川、沖高、仁井田、成川、町庭坂

$$\text{単位負担金額算定方式} = \frac{\text{末端管渠整備事業費(起債事業)}}{\text{末端管渠整備区域面積}} \times 1/4$$

### (3) 賦課時期

公共下水道に接続可能になった翌年度（但し、供用開始予定の 3 年前から賦課が可能）

### (4) 納入方法

5 年分割、年 4 期（7 月、9 月、11 月、2 月）

(5) 受益者負担金決算状況

(千円)

年度	保有債権額のうち 納期到来分	収入済額	消滅債権額	翌年度繰越額	収納率
平成 29	86,948	75,496	998	10,454	86.8%
平成 30	85,425	76,107	839	8,479	89.1%
令和元	73,348	65,965	301	7,082	89.9%
令和 2	66,888	61,695	597	4,596	92.2%
令和 3	56,702	52,950	119	3,633	93.4%



## 第2節 下水道事業の財務状況

### 1 予算決算対比（収益的収入及び支出）

（単位：千円）

科目	3年度最終予算		3年度決算		比較増減 A-B	2年度最終予算		2年度決算		比較増減 C-D
	(税込) (A)	(税込) (B)	(税込) (A)	(税込) (B)		(税込) (C)	(税込) (D)			
1 下水道事業収益	7,382,664	8,170,425	782,752	7,518,423	7,518,423	7,876,274	△ 277,717			
(1) 営業収益	3,987,177	3,929,718	△ 57,458	3,988,529	3,988,529	3,932,422	56,106			
①下水道使用料	3,482,566	3,451,927	30,638	3,499,629	3,499,629	3,461,832	37,796			
②他会計負担金	503,549	476,852	26,696	487,959	487,959	469,549	18,409			
③その他の営業収益	1,062	938	123	941	941	1,040	△ 99			
(2) 営業外収益	3,395,486	4,090,246	△ 689,751	3,529,893	3,529,893	3,934,475	△ 324,448			
①受取利息	1	4	△ 3	1	1	3	△ 2			
②他会計補助金	17,118	—	17,118	31,819	31,819	13,535	18,283			
③他会計負担金	1,730,684	2,016,314	△ 285,630	1,824,663	1,824,663	1,927,724	△ 103,061			
④補助金	—	—	—	29,736	29,736	29,490	246			
⑤長期前受金戻入	1,647,187	1,639,258	7,928	1,652,734	1,652,734	1,672,188	△ 19,454			
⑥雑収益	496	434,669	434,173	440	440	220,899	△ 220,459			
(3) 特別利益	1	150,460	150,459	1	1	9,375	△ 9,374			
①固定資産売却益	—	—	—	—	—	—	—			
②過年度損益修正益	1	6,710	549	1	1	9,375	△ 9,374			
③その他特別利益	—	13	△ 13	—	—	—	—			
④原子力損害賠償金	—	143,736	△ 143,736	—	—	—	—			
2 下水道事業費用	7,123,804	6,955,574	168,229	6,880,770	6,880,770	6,777,985	102,784			
(1) 営業費用	6,135,602	6,014,699	120,902	5,848,653	5,848,653	5,836,662	11,990			
①管渠費	160,433	146,001	14,431	149,306	149,306	145,982	3,324			
②ポンプ場費	71,828	69,235	2,592	74,587	74,587	72,402	2,184			
③処理場費	386,724	372,116	14,607	380,517	380,517	363,602	16,915			
④流域下水道費	1,297,185	1,289,007	8,177	1,036,919	1,036,919	1,031,191	5,727			
⑤普及費	5,800	4,133	1,666	6,332	6,332	5,110	1,221			
⑥業務費	146,771	144,654	2,116	147,571	147,571	147,324	246			
⑦総係費	76,875	75,058	1,816	138,630	138,630	137,001	1,629			
⑧減価償却費	3,949,344	3,882,625	66,718	3,879,734	3,879,734	3,885,446	△ 5,712			
⑨資産減耗費	40,642	31,867	8,774	35,055	35,055	48,600	△ 13,545			
(2) 営業外費用	882,721	849,317	33,403	918,192	918,192	851,157	67,034			
①支払利息	771,845	767,040	4,804	853,499	853,499	851,157	2,341			
②消費税及び地方消費税	110,876	82,276	28,599	64,693	64,693	—	64,693			
(3) 特別損失	105,481	91,557	13,923	113,925	113,925	90,165	23,759			
①下水汚泥放射能対策費	100,358	86,804	13,554	107,080	107,080	85,995	21,007			
②過年度損益修正損	4,416	4,048	368	2,222	2,222	418	1,803			
③その他特別損失	—	—	—	4,700	4,700	3,752	948			
③災害による損失	609	609	—	—	—	—	—			
④固定資産売却損	96	96	—	—	—	—	—			
(4) 予備費	—	—	—	0	0	0	0			
①予備費	—	—	—	0	0	0	0			
収益的収支差引	263,869	1,214,851	—	647,153	647,153	1,098,289	—			

他会計負担金：流域維持管理負担金（汚水処理費）単価上昇に伴い操出基準額が増加により予算比して決算額が増加している。

雑収益：流域下水道負担金等の精算に伴う還付が多くなったことにより予算額に比して決算額が増加している。

消費税及び地方消費税：令和2年度は70,634千円の還付のため、決算額は発生していない。

## 2 予算決算対比（資本的収入及び支出）

（単位：千円）

科目	3年度最終予算		比較増減 A-B	2年度最終予算		比較増減 C-D
	(税込) (A)	(税込) (B)		(税込) (C)	(税込) (D)	
3 資本的収入	3,681,473	2,386,127	△ 1,295,345	4,631,376	4,068,164	563,211
(1) 企業債	2,485,100	1,764,700	720,400	3,090,200	2,734,900	355,300
①企業債	2,485,100	1,764,700	720,400	3,090,200	2,734,900	355,300
(2) 出資金	332,511	95,704	236,806	857,202	790,834	66,367
①他会計出資金	332,511	95,704	236,806	862,344	790,834	66,367
(2) 補助金	817,442	469,863	347,579	630,357	480,192	150,165
①国庫補助金	813,566	465,601	347,965	626,833	476,506	150,327
②県補助金	3,876	4,262	△ 386	3,524	3,686	△ 162
(3) 負担金	46,420	55,826	△ 9,406	53,617	62,238	△ 8,621
①受益者負担金	46,419	52,950	△ 6,531	53,616	61,695	△ 8,079
②その他負担金	1	2,876	△ 2,875	1	543	△ 542
(4) 固定資産売却額	—	33	△ 33	—	—	—
①固定資産売却額	—	33	△ 33	—	—	—
4 資本的支出	6,343,316	5,382,824	1,051,492	7,588,207	7,058,524	529,683
(1) 建設改良費	2,720,621	1,669,129	1,051,492	3,899,471	3,369,788	529,682
①管路建設費	1,365,723	991,107	374,615	1,490,403	1,211,898	278,505
②管路改良費	284,164	208,772	75,392	96,822	58,169	38,653
③ポンプ場改良費	85,252	74,578	10,674	142,117	91,025	51,092
④処理場改良費	726,819	264,660	462,159	321,450	174,730	146,720
⑤他事業関連事業費	5,000	4,913	86	—	—	—
⑥流域下水道建設費	118,333	83,941	34,391	161,433	160,882	550
⑦流域下水道災害復旧費	130,218	38,385	91,832	—	—	—
⑧固定資産購入費	5,110	2,770	2,339	10,883	7,059	3,823
⑨管路改良災害復旧費	—	—	—	11,900	10,340	1,560
⑩ポンプ場改良災害復旧費	—	—	—	77,500	72,413	5,087
⑪流域下水道災害復旧費	—	—	—	1,586,961	1,583,271	3,689
(2) 企業債償還金	3,713,695	3,713,694	0	3,688,736	3,688,735	0
①企業債償還金	3,713,695	3,713,694	1	3,688,736	3,688,735	0
資本的収支差引	△ 2,752,843	△ 2,996,697		△ 2,956,831	△ 2,990,359	

企業債：工事の請差及び工事繰越のため一部借入しなかったことにより予算未消化となった。

出資金：一般会計からの基準内繰入金の不足により予算未消化となった。

国庫補助金：工事繰越の中には、新型コロナウイルス感染症の影響により資材調達が遅れたことで工期延長となったものもあり予算未消化となった。

管路建設費：工事の請差及び工事繰越のため一部執行しなかったことにより予算未消化となった。

処理場改良費：工事の請差及び工事繰越のため一部執行しなかったことにより予算未消化となった。

### 3 損益計算書

(金額単位：円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
営業収益	3,236,374,870	3,708,283,385	3,704,964,463	3,617,766,988	3,615,980,701
下水道使用料	3,236,332,410	3,216,706,525	3,201,720,880	3,147,176,650	3,138,189,733
他会計負担金		490,911,650	502,310,133	469,549,428	476,852,388
その他の営業収益	42,460	665,210	933,450	1,040,910	938,580
営業費用	5,729,486,886	5,620,599,365	5,743,893,918	5,674,365,857	5,836,259,374
管選費	142,649,556	133,565,018	143,471,731	135,023,554	135,976,158
ポンプ場費	68,979,492	64,617,490	64,771,073	65,832,426	62,952,025
処理場費	352,026,219	360,961,203	354,322,364	332,718,317	341,463,249
流域下水道費	931,368,581	929,374,763	918,340,560	937,446,875	1,171,824,946
普及費	5,858,675	6,086,193	6,305,571	5,029,681	4,087,888
業務費	129,698,789	137,203,133	134,398,120	134,101,142	131,550,656
総係費	96,789,921	69,063,432	211,013,336	130,166,593	73,911,645
減価償却費	3,973,114,082	3,894,501,883	3,878,061,291	3,885,446,610	3,882,625,616
資産減耗費	29,001,571	25,226,250	33,209,872	48,600,659	31,867,191
営業利益	△ 2,493,112,016	△ 1,912,315,980	△ 2,038,929,455	△ 2,056,598,869	△ 2,220,278,673
営業外収益	4,365,683,079	3,705,423,769	3,802,752,064	3,843,990,833	4,050,912,718
受取利息	6,783	7,434	5,665	3,978	4,854
他会計補助金	16,528,565	13,822,000	11,999,541	13,535,315	0
他会計負担金	2,591,894,518	1,948,267,115	1,989,554,759	1,927,724,141	2,016,314,005
補助金	13,657,000		81,921,000	29,490,000	
長期前受金戻入	1,740,312,929	1,688,856,183	1,677,733,735	1,672,188,780	1,639,258,075
雑収益	3,283,284	54,471,037	41,537,364	201,048,619	395,335,784
営業外費用	1,134,558,700	1,039,451,363	956,241,505	862,561,858	776,607,967
支払利息	1,129,117,602	1,033,640,000	939,407,817	851,157,120	767,040,673
雑支出	5,441,098	5,811,363	16,833,688	11,404,738	9,567,294
経常利益	738,012,363	753,656,426	807,581,104	924,830,106	1,054,026,078
特別利益	1,715,473	956,600	6,639,301	9,345,459	149,924,520
過年度損益修正益	1,715,473	956,600	494,315	9,345,459	6,174,750
原子力損害賠償金	0	0	0	0	143,736,035
その他特別利益	0	0	6,144,986	0	13,735
特別損失	330,513,253	77,468,826	109,413,674	82,317,594	83,326,257
災害による損失	0	0	12,359,404	0	553,900
下水汚泥放射能対策費	145,647,414	76,010,346	95,230,935	78,177,704	78,913,277
過年度損益修正損	184,865,839	1,458,480	1,823,335	387,890	3,763,080
固定資産売却損	0	0	0	0	96,000
その他特別損失	0	0	0	3,752,000	0

現行の営業収益では、営業費用を賄っていない状況であるが、他会計負担金や長期前受金戻入を加味すると、経常利益計上となっている。

営業収益/他会計負担金：平成29年度まで営業外収益/他会計負担金に計上していたことによる。

流域下水道費：令和3年度の増加は、流域維持管理負担金（汚水処理費）の単価上昇による。

総係費：令和元年度にストックマネジメント計画策定経費を計上したことによる。なお、令和3年度以降は建設改良費に計上した。

資産減耗費：令和2年度の増加は、管路、ポンプ場機械等の施設更新に伴う除却資産の増加による。

特別利益：令和3年度に原子力損害賠償金143,736千円

特別損失：東日本大震災により発生した東京電力福島第一原発事故により下水汚泥放射能対策費が多額に計上されている。

(金額単位：円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
特別損失	330,513,253	77,468,826	109,413,674	82,317,594	83,326,257
災害による損失	0	0	12,359,404	0	553,900
下水汚泥放射能対策費	145,647,414	76,010,346	95,230,935	78,177,704	78,913,277
過年度損益修正損	184,865,839	1,458,480	1,823,335	387,890	3,763,080
固定資産売却損	0	0	0	0	96,000
その他特別損失	0	0	0	3,752,000	0

#### 4 貸借対照表

(金額単位：円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
固 定 資 産	121,139,544,270	118,652,738,416	117,105,916,790	116,445,799,671	114,251,707,911
有形固定資産	112,615,746,989	110,332,934,729	108,962,363,608	107,015,311,926	104,934,385,583
土地	4,279,334,572	4,279,334,572	4,279,662,172	4,279,662,172	4,279,662,172
建物	1,877,265,271	1,811,847,352	1,746,437,057	1,681,026,762	1,616,035,026
構築物	104,655,218,240	102,487,731,234	100,962,345,891	98,930,133,145	96,675,012,163
機械及び装置	1,498,502,076	1,330,684,036	1,323,863,275	1,411,764,444	1,392,337,181
車両及び運搬具	1,337,552	1,165,581	993,610	821,639	2,384,870
工具器具及び備品	1,060,935	1,000,853	940,771	3,846,269	3,464,473
建設仮勘定	303,028,343	421,171,101	648,120,832	708,057,495	965,489,698
無形固定資産	8,517,508,281	8,313,514,687	8,137,264,182	9,424,198,745	9,311,033,328
施設利用権	8,517,508,281	8,313,514,687	8,137,264,182	9,424,198,745	9,200,276,328
その他無形固定資産	0	0	0	0	110,757,000
投資その他資産	6,289,000	6,289,000	6,289,000	6,289,000	6,289,000
出資金	6,289,000	6,289,000	6,289,000	6,289,000	6,289,000
流 動 資 産	1,341,598,053	1,474,773,770	1,027,485,681	1,403,975,363	2,012,993,222
現金預金	697,794,073	861,974,332	374,408,350	480,664,918	1,401,258,529
現金	10,000	40,000	40,000	40,000	60,000
預金	697,784,073	861,934,332	374,368,350	480,624,918	1,401,198,529
未収金	643,803,980	612,799,438	653,077,331	911,270,445	591,934,693
営業未収金	616,374,078	615,403,456	623,561,712	615,060,466	599,441,002
営業外未収金	26,774,583	4,617	6,369	219,447,077	7,732
その他未収金	10,700,539	6,396,000	0	0	0
未収消費税	0	0	38,493,200	85,656,677	0
貸倒引当金	△ 10,045,220	△ 9,004,635	△ 8,983,950	△ 8,893,775	△ 7,514,041
前払金	0	0	0	12,040,000	19,800,000
その他前払金	0	0	0	12,040,000	19,800,000
資産合計	122,481,142,323	120,127,512,186	118,133,402,471	117,849,775,034	116,264,701,133
固 定 負 債	47,457,523,648	44,576,791,115	42,270,055,857	41,291,230,941	39,346,201,352
企業債	47,456,503,648	44,575,771,115	42,269,035,857	41,290,240,941	39,345,211,352
その他固定負債	1,020,000	1,020,000	1,020,000	990,000	990,000
流 動 負 債	4,496,785,860	4,409,437,819	3,943,453,151	3,975,143,998	4,086,711,869
企業債	3,845,718,442	3,686,232,533	3,688,735,258	3,713,694,916	3,709,729,589
未払金	631,397,590	703,520,762	235,798,029	239,926,979	352,680,912
営業未払金	210,055,780	222,120,822	227,071,584	231,480,140	262,160,438
営業外未払金	88,140,662	81,416,914	0	0	0
その他未払金	333,201,148	337,757,826	8,726,445	8,446,839	8,244,074
未払消費税	0	62,225,200	0	0	82,276,400
引当金	19,452,000	19,544,000	18,756,000	18,781,000	18,453,000
賞与引当金	16,420,000	16,482,000	15,734,000	15,743,000	15,459,000
法定福利費引当金	3,032,000	3,062,000	3,022,000	3,038,000	2,994,000
その他流動負債	217,828	140,524	163,864	2,741,103	5,848,368
預り金	217,828	140,524	163,864	2,741,103	5,848,368
繰 延 収 益	48,810,093,732	47,696,277,734	47,044,000,047	46,064,814,592	45,096,873,461
長期前受金	52,225,729,463	52,775,193,874	53,768,558,206	54,437,428,871	55,087,458,814
長期前受金収益化累計額	△ 3,415,635,731	△ 5,078,916,140	△ 6,724,558,159	△ 8,372,614,279	△ 9,990,585,353
負債合計	100,764,403,240	96,682,506,668	93,257,509,055	91,331,189,531	88,529,786,682
資 本 金					
資本金	17,594,470,125	18,645,592,360	19,780,560,510	21,248,538,826	22,049,050,164
剰余金	4,122,268,958	4,799,413,158	5,095,332,906	5,270,046,677	5,685,864,287
資本剰余金	3,713,054,375	3,713,054,375	3,713,381,975	3,713,381,975	3,713,381,975
利益剰余金	409,214,583	1,086,358,783	1,381,950,931	1,556,664,702	1,972,482,312
資本合計	21,716,739,083	23,445,005,518	24,875,893,416	26,518,585,503	27,734,914,451
負債資本合計	122,481,142,323	120,127,512,186	118,133,402,471	117,849,775,034	116,264,701,133

現金預金：令和3年度に純利益増加、未収金増加、利息支払額減少による。

営業外未収金：流域下水道負担金等の精算に伴う還付において、入金日の関係で令和2年度

に入金処理となったもの。

無形固定資産/施設利用権：阿武隈川上流域下水道（県北処理区）負担金

無形固定資産/その他：下水道ストックマネジメントに関連する支出

営業外未払金：3月定期支払日31日となっている支払利息について休日の関係で平成29年度、平成30年度は4月支払分を未払計上した。

## 5 キャッシュ・フロー計算書

(金額単位：円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当年度純利益	409,214,583	677,144,200	704,806,731	851,857,971	1,120,624,341
減価償却費	3,973,114,082	3,894,501,883	3,878,061,291	3,885,446,610	3,882,625,616
固定資産除却費	29,001,571	25,226,250	33,209,872	48,600,659	31,867,191
災害による損失	0	0	12,359,404	0	0
長期前受金戻入額	△ 1,740,312,929	△ 1,688,856,183	△ 1,677,733,735	△ 1,672,188,780	△ 1,639,258,075
その他特別利益	0	0	△ 6,142,503	0	0
受取利息及び配当金	△ 6,783	△ 7,434	△ 5,665	△ 3,978	△ 4,854
支払利息	1,129,117,602	1,033,640,000	939,407,817	851,157,120	767,040,673
有形固定資産売却損益	0	0	0	0	96,000
未収金の増減額	△ 36,016,378	26,700,003	△ 46,673,893	△ 258,193,114	319,335,752
未払金の増減額	△ 75,209,215	△ 16,049,867	△ 136,530,529	4,096,358	112,759,569
引当金の増減額	1,415,143	92,000	△ 788,000	25,000	△ 328,000
その他流動負債の増減額	110,160	△ 77,304	23,340	2,547,239	3,107,265
小計	3,690,427,836	3,952,313,548	3,699,994,130	3,713,345,085	4,597,865,478
利息及び配当金の受取額	6,783	7,434	5,665	3,978	4,854
利息の支払額	△ 1,040,976,940	△ 952,223,086	△ 939,407,817	△ 851,157,120	△ 767,040,673
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,649,457,679	3,000,097,896	2,760,591,978	2,862,191,943	3,830,829,659
有形固定資産の取得による支出	△ 1,669,033,810	△ 1,212,856,678	△ 1,921,682,505	△ 1,489,888,167	△ 1,305,890,087
有形固定資産の売却による収入	0	0	0	0	30,000
無形固定資産の取得による支出	△ 223,917,632	△ 89,847,371	△ 119,656,950	△ 1,585,594,128	△ 221,962,814
国庫補助金等による収入	554,001,593	368,749,964	625,612,392	437,530,504	427,872,909
負担金による収入	79,012,254	76,071,991	70,844,273	57,024,966	50,769,889
未収金の増減額	△ 10,700,539	4,304,539	6,396,000	0	0
前払金の増減額	0	0	0	△ 12,040,000	△ 7,760,000
未払金の増減額	△ 31,102	32,377	△ 33,694	32,592	△ 5,636
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,270,669,236	△ 853,545,178	△ 1,338,520,484	△ 2,592,934,233	△ 1,056,945,739
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	1,186,200,000	805,500,000	1,382,000,000	2,734,900,000	1,764,700,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 3,646,043,951	△ 3,514,559,932	△ 3,686,232,533	△ 3,688,735,258	△ 3,713,694,916
一般会計からの出資による収入	1,204,682,917	1,051,122,235	725,753,567	790,834,116	95,704,607
未払金の増減額	0	△ 324,434,762	△ 331,158,510	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,255,161,034	△ 1,982,372,459	△ 1,909,637,476	△ 163,001,142	△ 1,853,290,309
資金の増加額	123,627,409	164,180,259	△ 487,565,982	106,256,568	920,593,611
資金の期首残高	574,166,664	697,794,073	861,974,332	374,408,350	480,664,918
資金の期末残高	697,794,073	861,974,332	374,408,350	480,664,918	1,401,258,529

過去5期間を通じて、業務活動によるキャッシュ・フローがプラス、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなっている。

これは、業務活動から得られたキャッシュを投資活動に振り向けられたり、過去に資金調達した企業債の返済などに充てており、健全な事業のキャッシュ・フローの状況であるといえる。

## 6 経営指標

水道事業における経営指標を参考に、下水道事業決算書から経営指標を算出した。なお福島市下水道事業として最も重要視する指標は流動比率である。

### (1) 経営の効率性や収益性を示す指標

①総収支比率：総費用が総収益によってどの程度賄われているかを示すもので、収益性を表す指標の一つ

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
総収支比率	105.69%	110.05%	110.35%	112.87%	116.74%
過去 5 期間を通じて 100%超となっており、総費用が総収益で賄われている。					

②経常収支比率：経常費用が経常収益によってどの程度賄われているかを示すもので、収益性を表す指標の一つ。単年度の収支が黒字であることを示す 100%以上となっていることが必要。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
経常収支比率	110.75%	111.32%	112.05%	114.15%	115.94%
類似団体平均値	110.22%	110.01%	111.12%	109.58%	
過去 5 期間を通じて 100%超となっており、収支が黒字になっている。類似団体平均値と比較しても著しい乖離は生じていない。					

③営業収支比率：営業収益の営業費用に対する割合を示すもので、収益性を表す指標の一つ、この比率が高いほど営業利益率が良いことを表し、これが 100%未満であることは営業損失が生じていることを意味する。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
営業収支比率	56.49%	65.98%	64.50%	63.76%	61.96%
過去 5 期間を通じて 100%未満であり、営業損失となっている。					

④自己資本回転率：自己資本に対する営業収益の割合であり、期間中に自己資本の何倍の営業収益があったかを示すものである。この比率が高いほど投下資本に比して営業活動が活発であることを意味する。多額の借入金がある下水道事業では、自己資本構成比率、総資本回転率も併せて分析するのが適当である。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
自己資本回転率	0.05 回	0.05 回	0.05 回	0.05 回	0.05 回
自己資本に比して営業収益が低調となっている。総資本回転率同様、過去 5 期間を通					

じて一定の推移となっている。

- ⑤総資本回転率：総資本に対する営業収益の割合であり、期間中に総資本の何倍の営業収益があったかを示すものである。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
総資本回転率	0.03 回	0.03 回	0.03 回	0.03 回	0.03 回
総資本に比して営業収益が低調となっている。自己資本回転率同様、過去 5 期間を通じて一定の推移状況である。					

- ⑥固定資産回転率：固定資産に対する営業収益の割合であり、期間中に固定資産の何倍の営業収益があったかを示すものである。施設型の事業である下水道事業は、固定資産回転率は重要な指標であり、回転率が高い場合は施設が有効に稼働していることを示し、一方低い場合は一般的に過大投資になっていることが考えられる。なお、未稼働資産が大きい団体では未稼働資産分について考慮する必要がある。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
固定資産回転率	0.03 回	0.03 回	0.03 回	0.03 回	0.03 回
過去 5 期間において変動はないが、回転率が高いとは言えない状況であり、未稼働資産が存在が懸念される。					

- ⑦総資本利益率：経営する側から総資本（負債・資本合計）の収益性をみるもので、事業の形状的な収益力を総合的に表す指標である。この指標が高いほど、総合的な収益性が高いことになる。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
総資本利益率	0.60%	0.62%	0.68%	0.78%	0.90%
令和 2 年度から上昇に転じている。					

## (2) 資産の状態を示す指標

- ①企業債償還元金対減価償却費比率：投下資本の回収と再投資との間のバランスを見る指標である。一般的にこの比率が 100%を超えると再投資を行うにあたって企業債等の外部資金に頼らざるを得なくなり、投資の健全性は損なわれることになる。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
企業債償還元金対減価償却費比率	177.83%	174.36%	167.53%	166.67%	165.54%

過去 5 年間を通じて 100%超となっており、再投資には企業債が必要不可欠となっている。但し、償還が進んでいることから毎年度徐々に減少傾向となっている。

②有形固定資産減価償却率：有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合いを示している。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
有形固定資産減価償却率	6.36%	9.38%	12.24%	15.05%	17.82%
類似団体平均値	31.19%	33.09%	34.33%	34.15%	
経年による減価償却累計額の増加により上昇に転じている。					

③当年度減価償却率：償却対象固定資産に対する平均償却率である。下水道事業の施設は、比較的耐用年数の長いものによって構成されているので、一般的にこの比率は低くなるものと考えられる。また、平準化した設備投資や統一的な償却方法がとられている限り、この比率は年度によって極端な変更をすることはない。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
当年度減価償却率	3.30%	3.30%	3.34%	3.37%	3.44%
減価償却方法に定額法を採用していること、大規模な設備投資を行っていないことから、過去 5 期間を通じてほぼ同率となっている。					

### (3) 財務の状態を示す指標

①流動比率：短期的な債務に対する支払能力を表す指標である。1 年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示す 100%以上であることが必要。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
流動比率	29.83%	33.45%	26.06%	35.32%	49.26%
類似団体平均値	58.04%	62.12%	61.57%	60.82%	

過去 5 年間、一貫して 100%を下回った状況が続いており、短期的債務に対する支払能力は十分とは言えない状況である。この件に関しては下水道室でも公共下水道事業では短期的な債務に対する支払能力の向上と事業運転資金の安定的確保が経営上の課題であると認識している。

改善策としては、令和 3 年度から令和 8 年度の間に総額 35 億円の資本費平準化債の借入を見込んでいる。



- ②当座比率：流動負債に対する支払手段としての流動資産のうち、現金・預金、未収金といった当座資産をどれだけ有しているかを示す指標であり、事業体としての支払能力をより厳密に図ることができる。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
当座比率	26.83%	33.45%	26.06%	35.02%	48.77%
流動比率と同様に推移している。					

- ③自己資本構成比率：総資本に占める資本金等の割合であり、下水道事業は施設の建設費の大部分を企業債によって調達していることから、自己資本構成費比率は低くなる傾向にあるが、事業経営の安定化を図るためには、資本金等の造成が必要である。投資が安定し投資金額が減少する維持更新の時期に入ると、投資財源を起債から料金へシフトすることによって長期的に安定した財政状態を保つことができることから、事業のライフサイクルに合わせて財源構成を検討する必要がある。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
自己資本構成比率	57.58%	59.22%	60.88%	61.59%	62.64%
今後も設備投資が必要であり、増加傾向を示している。					

- ④固定資産構成比率：資産合計（固定資産＋流動資産＋繰延資産）中の固定資産の割合を示すものである。一般にこの比率は低い方が柔軟な経営が可能となるが、下水道事業は施設型の事業であり、かつ、減価償却費に近い額が固定資産取得のために借り入れた企業債の償還に充てられることにより、そのまま企業内部へ資金が留保される率も低く、固定資産構成比率は高くなっている。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
固定資産構成比率	98.90%	98.77%	99.13%	98.81%	98.27%
過去 5 年間を通じて 100%に近似している。					

- ⑤固定資産対長期資本比率：事業の固定的・長期的安全性を見る指標である。資金が長期的に拘束される固定資産が、どの程度長期資本によって調達されているかを示すものである。この比率は常に 100%以下でかつ、低いことが望ましい。一般に最も安全性を阻害するのは流動負債で固定資産を取得することで、この場合は当該比率が著しく高くなり、当座比率も低下するなど不良債務発生の原因となる。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
固定資産対長期資本比率	102.67%	102.54%	102.55%	102.26%	101.85%
流動比率が低いことも影響しており、今後の資本費平準化債の借入実行により改善される見込みである。					

- ⑥固定比率：自己資本がどの程度固定資産に投下されているかを見る指標であり、100%以下であれば固定資産への投資が自己資本の枠内におさまっていることになる。100%を超えていれば借入金で設備投資を行っていることになり、借入金の消化、利息の負担などの問題が生じる。但し、下水道事業の場合は、建設投資のための財源として企業債に依存する度合いが高いため、必然的にこの比率が高くなっている。そのため、固定資産対長期資本比率と併せて考える必要がある。固定比率が 100%を超えていても固定資産対長期資本比率が 100%を下回っていれば、長期的な資本の枠内の投資が行われているということで必ずしも不健全な状態とは言えない。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
固定比率	171.76%	166.78%	162.83%	160.43%	156.87%
現状では固定比率が 100%超、固定資産対長期資本比率も 100%超となっている。令和 3 年度以降に予定されている資本費平準化債の借入が実行されることにより改善される見込みである。					

- ⑦固定負債構成比率：総資本に対する固定負債の割合を示すものであり、事業体の他人資本依存度を示す指標であるため、自己資本構成比率とは逆の傾向を示す。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
固定負債構成比率	38.75%	37.11%	35.78%	35.04%	33.84%

(4) その他データ（公共下水道事業数値のみ）

- 経費回収率：汚水処理費用がどの程度下水道使用料で賄われているかの指標であり、使用料水準等を評価することが可能な指標である。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
経費回収率	100.0%	99.8%	99.5%	100.0%	100.0%
類似団体平均値	99.67%	99.83%	100.01%	99.82%	
100%であり、公共下水道の汚水処理費用は使用料収入で賄われている。					

- 汚水処理原価：有収水量 1 m<sup>3</sup>当たりの汚水処理に係るコストを表した指標である。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
汚水処理原価	177.27 円	177.31 円	178.01 円	172.75 円	173.24 円
類似団体平均値	159.60 円	158.94 円	158.04 円	156.77 円	
類似団体と比較して高い水準であり、その原因を分析し原価低減を検討していく必要がある。					

施設利用率：施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合である。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
施設利用率	69.33%	64.58%	65.66%	62.01%	63.66%
類似団体平均値	66.34%	67.07%	66.78%	67.00%	
平成 29 年度以外は、類似団体平均値を下回って著しい乖離はない。					

水洗化率：処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合である。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
水洗化率	91.50%	92.03%	92.41%	92.59%	93.53%
類似団体平均値	93.86%	93.96%	94.06%	94.41%	
類似団体よりも低いものの、着実に増加している傾向である。					

管渠老朽化率：法定耐用年数を超えた管渠延長の割合である。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
管渠老朽化率	1.93%	1.99%	3.06%	3.50%	4.80%
類似団体平均値	4.31%	5.04%	5.11%	5.16%	
類似団体と比較して低い状況であるが、将来的には改築・更新時期を迎えることから、計画的・効率的に維持修繕・改築更新に取り組む必要がある。					

企業債残高対事業規模比率：使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標である。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
企業債残高対事業規模比率	1,213.08%	1,227.84%	1,177.70%	1,184.54%	1,140.42%
類似団体平均値	917.29%	875.53%	867.39%	920.83%	
類似団体を上回った状態となっており、使用料収入に対する企業債残高が高く使用料水準が適切かを分析する必要がある。					

### 第3節 下水道事業計画

#### (1) 福島市下水道ビジョンについて

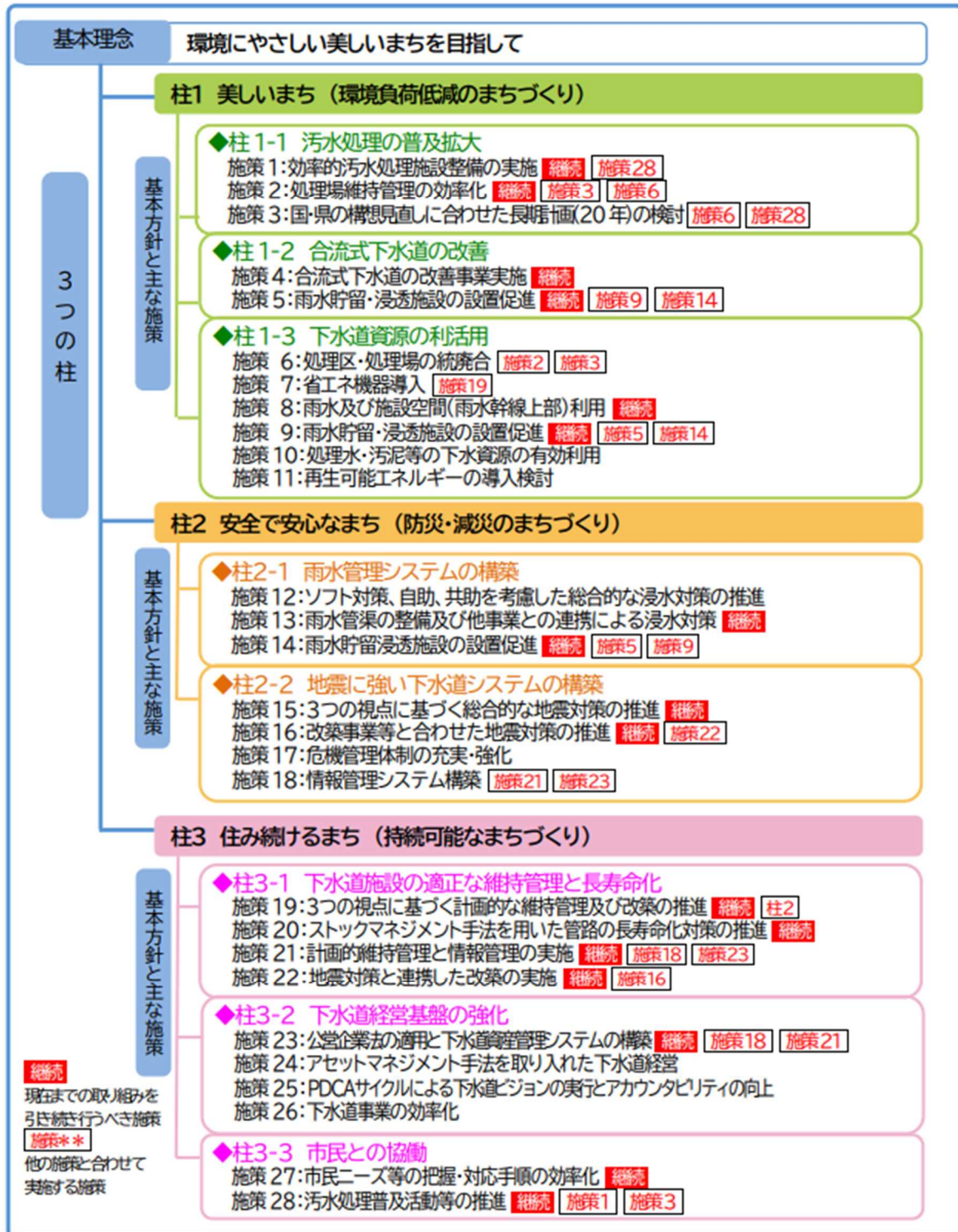
福島市総合計画に示される将来構想「次世代へ文化と環境をつなぐまち」を実現するため、下水道の取り組み方針を明らかにした「福島市下水道ビジョン」を平成27年7月に策定した。これは「福島市総合計画」等の関連計画と整合を図りながら、平成28年度～令和7年度の10年間の下水道事業全般にわたる事業内容を定めたものである。



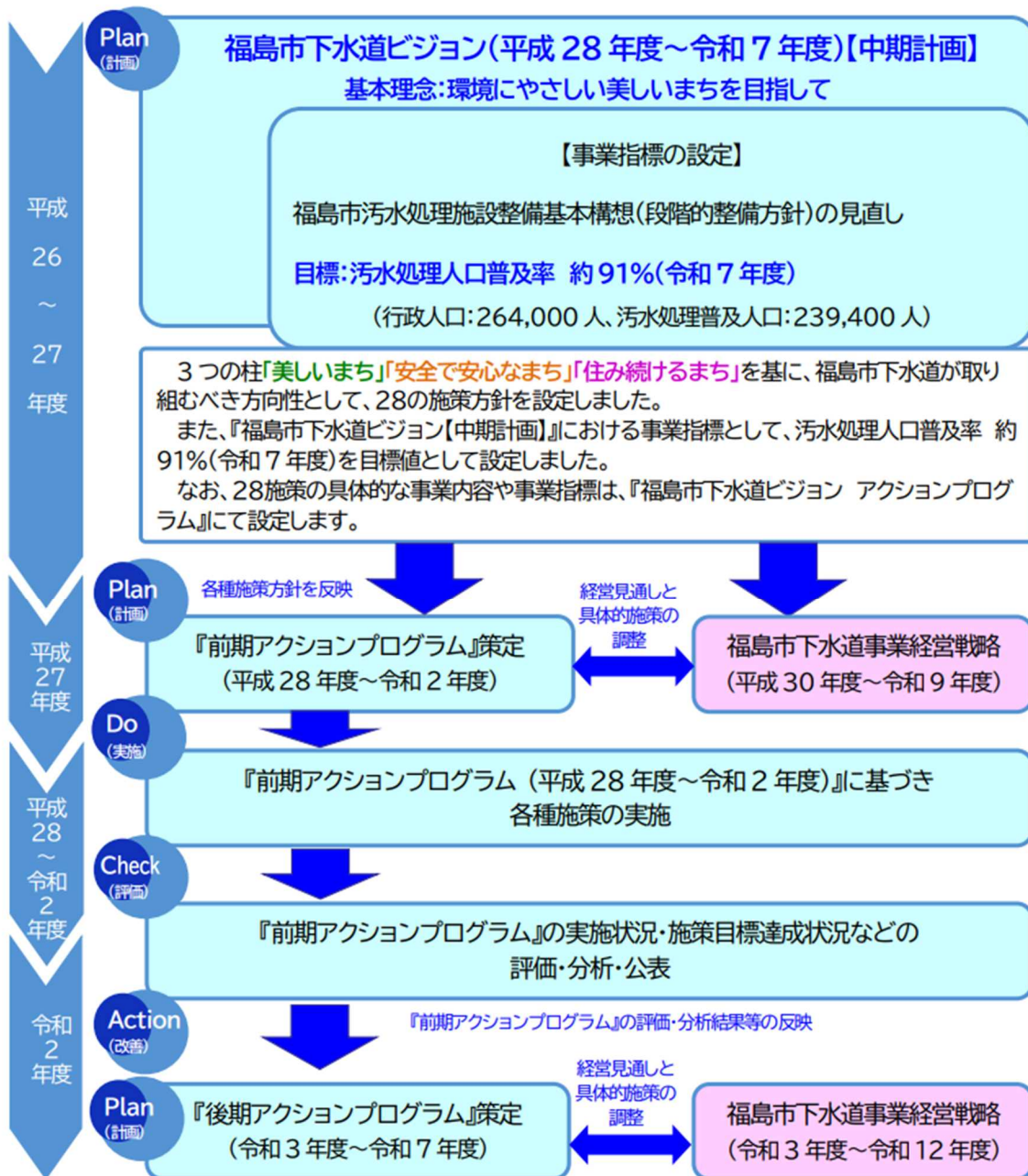
この中で、福島市下水道は福島総合計画に示される将来構想の「次世代へ文化と環境をつなぐまち」を実現するため「環境にやさしい美しいまちづくりを目指して」を基本理念とし「美しいまち」「安全で安心なまち」「住み続けるまち」を3つの柱として位置付けており、具体的な事業項目と28の施策を整理している。



『福島市下水道ビジョン(平成28年度～令和7年度)』[中期計画]



市は、下水道ビジョン中期計画の実現に向けてアクションプログラムを策定し、具体的な下水道施内容を決め、現在後期アクションプログラムの段階に至っている。



(2) 福島市汚水処理施設整備等長期計画

市における公共下水道は、生活環境の改善、公共用水域の水質保全、浸水被害の軽減等を目的として、管渠延長を始めとする施設整備が進められ、市の都市基盤整備に貢献してきた。

市は、平成 19 年 3 月「福島市汚水処理施設整備基本構想」を策定し、そのもとで、昭和 60 年の「福島市公共下水道全体計画」(その後見直しあり)中の福島市公共下水道全体計画区域(以下、「全体計画区域」という)により、施設整備を進めてきた。しかし、人口減少等急速な社会情勢の変化が予見され、施設整備のあり方が問われ、また、財政

制約等がある中で、より効率的な施設整備とその管理運営を行うために、「福島市汚水処理施設整備基本構想」を見直し、令和4年3月新たに「福島市汚水処理施設整備等長期計画」（以下、「長期計画」という）を策定した。

「長期計画」の計画期間は、令和3年度から令和22年度（長期目標）とし、社会情勢の変化やそれまでの実績・事業の進捗状況等を把握し課題を捉えながら、令和8年度（短期目標）、令和12年度（中期目標）の時点で計画の見直し等を行うこととしている。

施設整備区域については、当初の「全体計画区域」の中で現在事業認可されている区域を基本とし、それ以外の区域に関しては、合併処理浄化槽の整備の促進を図ることとしている。また、事業認可区域の中でも、短期的目標では、人口密度が高い区域等の地理的特性を考慮し、中・長期的目標では、区域の人口構成を踏まえ、公共下水道への早期接続等が見込まれる区域を見極めながら整備して行く方針である。

「長期計画」における汚水処理施設の整備目標は以下のとおりであるが、令和22年度末では汚水処理普及率は100%を予定している。

	令和元年度末 (基準年度)		令和8年度末 (短期目標)		令和12年度末 (中期目標)		令和22年度末 (長期目標)	
	人口 (人)	普及率 (%)	人口 (人)	普及率 (%)	人口 (人)	普及率 (%)	人口 (人)	普及率 (%)
行政人口(※1)	276,006		258,774		247,942		218,352	
汚水処理人口計	240,730	87.2	238,590	92.2	236,216	95.3	218,352	100.0
集合処理人口 (※2)	185,302	67.1	181,654	70.2	178,423	72.0	162,037	74.2
個別処理人口 (※3)	55,428	20.1	56,936	22.0	57,793	23.3	56,315	25.8
未処理人口	35,276	12.8	20,184	7.8	11,726	4.7	0	0

※1 行政人口…長期計画の行政人口は、令和元年度末時点の住民基本台帳人口を基準とし、令和8年度以降の人口を、2020人口ビジョンの「将来人口推計」で推計された減少率を基に換算した。  
なお、福島市下水道事業経営戦略と整合を図っている。

※2 集合処理…公共下水道、農業集落排水、民間開発の集合処理施設（コミュニティプラント）

※3 個別処理…合併処理浄化槽

#### 第4節 経営戦略

市は、前述の「福島市下水道ビジョン」に加え、施設整備に対する投資の見通しと、財政の見通しを踏まえ、「投資・財政計画」を中心とする、平成30年度から平成39年度（令和9年度）までの「福島市下水道事業経営戦略」も平成30年3月に策定した。これは、総務省から出ている「公営企業の経営にあたっての留意事項」中の「経営戦略の策定（計画期間10年以上）」を踏まえたものである。その後3年が経過した後、この間の決算等を分析し、現状を踏まえて見直しを図り、令和3年度から令和12年度までの「福島市下水道事業経営戦略【改訂版】」（以下、「経営戦略【改訂版】」という）を令和3年3月に策定している。

「経営戦略【改訂版】」の中の公共下水道事業では、収入は、主として使用料収入、企業債、一般会計繰入金からなるが、特に、使用料収入は、新規に管渠整備を行っており水洗化人口は増加するものの、推計人口減少を踏まえた使用水量の減少を見込み、全体として減少して行く計画としている。支出は、投資支出と経費支出からなるが、特に、投資支出に関しては、新たな汚水管渠整備に対しては、「長期計画」により、浸水等の水害に対しては、雨水管渠等の整備や雨水排水ポンプ場の耐水化、地震に対しては、重要な幹線管渠、防災拠点管理棟、耐震性の確保が必要なポンプ場等の耐震化、法定耐用年数に達している、あるいは老朽化が進んでおり改築が必要な管渠・施設に関しては、ストックマネジメントや現場の点検・調査結果にもとづいた投資額の平準化等により計画している。

これらの計画のもと、さらに、令和 3 年度から令和 8 年度の間に総額 35 億円の資本費平準化債の借入を導入し、結果として、公共下水道事業では、令和 12 年度までに、流動比率は類似団体平均と同程度となる 61%（令和元年度 25.57%）へ上昇、事業運転資金（補てん財源）は 17.8 億円（令和元年度 7.4 億円）まで増加、企業債残高は 297 億円（令和元年度 452 億円）まで減少する見込みとしている。

以下は公共下水道事業に関する、投資・財政計画（収支計画）である。なお、資本的収支の推移の中で、令和 3 年度から令和 5 年度まで建設改良費が増加するが、企業債や補助金を活用して、前述の耐水化や耐震化事業の促進を図るためである。



投資・財政計画（収支計画）

年 度		(単位：千円)									
		令和3年度 (計画)	令和4年度 (計画)	令和5年度 (計画)	令和6年度 (計画)	令和7年度 (計画)	令和8年度 (計画)	令和9年度 (計画)	令和10年度 (計画)	令和11年度 (計画)	令和12年度 (計画)
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	3,595,100	2,989,100	3,067,600	2,152,000	1,925,500	1,757,700	1,425,800	1,358,200	1,369,800	1,290,100
	うち 資本費平準化債	750,000	750,000	650,000	650,000	400,000	300,000				
	2. 他 会 計 出 資 金	274,336	269,460	258,900	258,288	263,925	265,982	270,919	255,542	245,190	209,301
	3. 他 会 計 補 助 金										
	4. 他 会 計 負 担 金										
	5. 他 会 計 借 入 金										
	6. 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	687,219	1,340,790	1,574,514	802,230	823,650	720,120	720,120	635,460	656,625	577,830
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金										
	8. 工 事 負 担 金	46,419	51,800	48,800	43,800	42,400	42,400	42,400	42,400	42,400	42,400
	9. そ の 他										
計 (A)	4,603,074	4,651,150	4,949,814	3,256,318	3,055,475	2,786,202	2,459,239	2,291,602	2,314,015	2,119,631	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
純 計 (A)-(B) (C)	4,603,074	4,651,150	4,949,814	3,256,318	3,055,475	2,786,202	2,459,239	2,291,602	2,314,015	2,119,631	
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	3,731,886	3,758,665	4,155,377	2,462,018	2,497,279	2,321,685	2,321,553	2,155,126	2,199,941	2,015,999
	うち 職員給与費	113,910	113,910	113,910	113,910	113,910	113,910	113,910	113,910	113,910	113,910
	2. 企 業 債 償 還 金	3,635,325	3,648,170	3,635,752	3,731,260	3,644,652	3,601,772	3,514,782	3,336,702	3,229,927	2,939,177
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金										
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金										
5. そ の 他											
計 (D)	7,367,211	7,406,835	7,791,129	6,193,278	6,141,931	5,923,457	5,836,335	5,491,828	5,429,868	4,955,176	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	2,764,137	2,755,685	2,841,315	2,936,960	3,086,456	3,137,255	3,377,096	3,200,226	3,115,853	2,835,545	
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	2,020,749	1,989,905	2,066,396	2,250,776	2,405,575	2,463,706	2,704,694	2,536,094	2,460,863	2,181,151
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	485,932	566,086	559,882	553,934	547,064	546,283	545,148	544,311	533,019	541,982
	3. 繰 越 工 事 資 金										
	4. そ の 他	257,456	199,694	215,057	132,250	133,817	127,266	127,254	119,821	121,971	112,412
計 (F)	2,764,137	2,755,685	2,841,315	2,936,960	3,086,456	3,137,255	3,377,096	3,200,226	3,115,853	2,835,545	
補填財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企 業 債 残 高 (H)	43,698,873	43,039,804	42,471,652	40,892,392	39,173,240	37,329,168	35,240,186	33,261,684	31,401,557	29,752,480	

○他会計繰入金

年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収 益 的 収 支 分		2,206,108	2,188,485	2,201,004	2,414,119	2,389,982	2,387,949	2,382,099	2,375,697	2,376,088	2,367,073
	うち 基準内繰入金	2,206,108	2,188,485	2,201,004	2,414,119	2,389,982	2,387,949	2,382,099	2,375,697	2,376,088	2,367,073
資 本 的 収 支 分		274,336	269,460	258,900	258,288	263,925	265,982	270,919	255,542	245,190	209,301
	うち 基準内繰入金	274,336	269,460	258,900	258,288	263,925	265,982	270,919	255,542	245,190	209,301
うち 基準外繰入金											
合 計		2,480,444	2,457,945	2,459,904	2,672,407	2,653,907	2,653,931	2,653,018	2,631,239	2,621,278	2,576,374

総務省からは策定・改定に係る留意事項が公表されているため、改訂版の下水道事業経営戦略の事実関係と対比する。

(1) 経営について

策定・改定に係る留意事項	下水道事業経営戦略【改定版】 令和3年度～令和12年度
① 正確な損益・資産等の状況及び資産の現状(施設の老朽化等の状況)を把握するため、基本的に地方公営企業法の財務規定等を適用し、公営企業会計を導入することが必要であること。また、新規に事業着手する団体にあっても、事業開始時からその適用の準備に努めること。	平成28年4月1日地方公営企業法の一部(財務規定等)を適用している。

策定・改定に係る留意事項	下水道事業経営戦略【改定版】 令和3年度～令和12年度
<p>② 下水道事業を実施するに当たっては、各地方公共団体は、公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択し、計画的・効果的に整備を行うこと。また、人口減少や将来の需要予測等も踏まえ、各種処理施設の整備区域の適切な見直しに取り組むとともに、低コストの整備手法についても検討すること。さらに、既存施設の更新に当たっては、施設・設備の長寿命化、処理場の統廃合、事業の広域化・共同化等の検討を行い、効率化に努めること。</p>	<p>市内中心部にある堀河処理区は、流域下水道事業へ参画、整備進捗に合わせ阿武隈川上流域下水道（県北処理区）に順次接続し、広域化への取組を進めている。人口減少の進展での持続可能な汚水処理の仕組みづくりを進めるため、農業集落排水地域等の公共下水道への統合に向けた検討、下水道整備を予定している区域を合併処理浄化槽区域に見直すなどにより、広域化・共同化を図ること及び汚水処理施設整備手法の最適化により効率的な汚水処理を進めることが明記されている。</p>
<p>③ 「投資試算」を取りまとめる際には、施設・設備の現状（老朽化の状況や規模・能力等を含む）について分析し、投資の徹底した効率化・合理化に取り組むとともに、更新率・老朽化率・耐震化率等の目標を設定した上で、中長期的に安定的かつ衛生的な汚水処理が可能となるよう努めること。</p>	<p>令和2年度までにストックマネジメントに必要な下水道施設の点検・調査・計画を策定を実施、今後は投資の平準化、改築更新サイクルを延長することで総合的な施設の老朽化対策を計画的かつ効率的に進めること、耐震化・耐水化の計画と併せて最適な改築方法を図ることが明記されている。</p>
<p>④ 「財源試算」を取りまとめる際には、人口動態や普及率、水洗化率等の現実的な見通しを踏まえつつ、「投資試算」等との整合性を図ること。その際、あわせて将来の使用料水準、一般会計に与える影響等についても十分配慮すること。</p>	<p>使用料の見直しに関する事項、資産活用による収入増加の取組について具体的な方法、将来的に検討を継続していくことが明記されている。</p>
<p>⑤ 民間的経営手法の活用については、地域や各事業者の実情を踏まえ、指定管理者制度や民間委託等の活用のほか、公共施設等運営権方式を含む PPP/PFI の活用を積極的に検討する必要があること。</p>	<p>下水道施設の維持管理に関する包括的民間委託、PFI 事業等、民間事業者のノウハウ・創意工夫を活用した手法の導入効果を検証し、引き続き詳細な検討を進めることが明示されている。</p>
<p>⑥ 資本費平準化債の活用により、減価償却費を基本とした資本費の算定による適正な汚水処理費及び使用料の設定に努めること。また、使用料の設定に当たっては、人口の動</p>	<p>新たに令和3年度から令和8年度まで総額公共下水道事業における短期的な債務に対する支払能力の向上と事業運転資金（補てん財源）の安定的確保である経営上の課題を解</p>

策定・改定に係る留意事項	下水道事業経営戦略【改定版】 令和3年度～令和12年度
向やそれに伴う有収水量の見込み等将来の収支予測も踏まえるよう努めること。	消するため35億円の資本平準化債の借入を見込んでいる。
⑦ 下水道事業における使用料回収対象経費に対する地方財政措置については、最低限行うべき経営努力として、全事業平均水洗化率及び使用料徴収月 3,000 円/20 m <sup>3</sup> を前提として行われていることに留意すること。	推計人口は減少する見通しであり、各事業の処理区域内人口も減少するとの試算から水洗化率は、全ての事業で増加する見込
⑧ 分流式下水道等による経費の繰出基準を踏まえ、汚水処理経費についても、使用料で賄うべき経費と一般会計で負担すべき経費とを明確に区分するとともに、使用料が低い水準にとどまり、使用料で賄うべき経費を一般会計からの繰入等により賄っている地方公共団体にあつては、早急に使用料の適正化に取り組むこと。	前経営戦略のうち公共下水道事業の使用料収入は、下水道接続に伴う水洗化人口の増加とともに使用料は毎年増加と見込んでいたが、水洗化人口は増加に対して1人当たり使用水量の減少による使用料の減少が明名になったため、現行の経営戦略で考え方の見直しを図っている。
⑨ 水洗化率及び有収率が低い事業については、有収水量の増加による使用料収入の確保及び施設の利用率改善のため、接続促進や不明水削減等により早期改善を図ること。	全国平均等との比較で水洗化率は、著しく低い事業はないものの、人口減少に伴う使用料収入の増加見込めないため、更なる経営状況の改善に向けた取組が必要と明示している。

## 第5節 監査結果及び意見

### 第1項 工事

#### 1 令和3年度堀河町終末処理場第1ポンプ場ポンプ更新工事

工事請負契約名	令和3年度堀河町終末処理場第1ポンプ場ポンプ更新工事
担当部局	福島市都市政策部下水道建設課
契約方法	制限付き一般競争入札
契約金額(税抜)	225,000,000円
単年度 or 複数年度	単年度契約
契約先	三栄商工株式会社
契約年月日	(当初)令和4年1月7日 (変更)令和4年9月15日
工事完成日	(当初)令和4年9月30日 (変更)令和5年3月17日

#### (1) 工事請負契約の概要

堀河町終末処理場第1ポンプ場ポンプについて、老朽化対策のため更新する工事である。制限付一般競争入札により決定した三栄商工株式会社と工事請負契約を締結している。

#### (2) 監査要点

監査の実施に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を閲覧することにより手続を実施した。

- ・契約に係る財務事務について予算と実績の管理が妥当であるか。
- ・契約の方式決定及び相手方の選定が適法、かつ、妥当であるか。
- ・契約の締結について正当な承認を得ているか、契約書が確実に、かつ、適時に締結されているか。
- ・契約の履行として工事完成その他の契約の履行期限が守られ、工事は設計図及び仕様書どおりに施工されているか。
- ・監督、検査及び検収立会が的確になされているか。

#### (3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
当該工事契約の予算執行に関する書類を確認し、予算消化のためのような、不要、不急その他不相当と認められる工事の施工がな	令和3年11月4日付の予算執行伺書(工事)等を閲覧した。当該工事のタイムスケジュールとしては、制限付き一般競争入札実施の発

実施した手続	実施結果
<p>いことを確かめた。</p>	<p>議書が令和3年12月20日、入札日が令和4年1月5日、契約日が令和4年1月7日、工期が令和4年1月7日から令和4年9月30日（予定）までとなっている。</p> <p>また、工事内容は終末処理場の老朽化したポンプ更新のために必要不可欠な工事であり、不要不急のものではなく、当該工事については不相当と認められる工事の施工はないと判断する。</p> <p>▶決裁文書（一般発議書）の記載事項の欠如（監査の意見①指摘）</p>
<p>当該工事契約の方式決定及び相手方の選定が適法、かつ、妥当であるかについて、関連する書類により確かめた。</p>	<p>一般競争入札参加要件は、福島市外の所在地、平成23年度以降に元請けまたは共同企業体の代表として、公共機関が発注した下水終末処理場またはポンプ場で、立軸汚水ポンプ（二床式）更新工事の施工実績を有する者等の制限付き一般競争入札となっている。7者が入札に参加し応札で受注者が決定している。</p> <p>入札に係る一連の書類（発議書、入札書等）を確かめたが、特に問題点は発見されなかった。</p>
<p>当該工事契約の契約締結について正当な承認を得ているかどうか、関連する書類により確かめた。</p>	<p>入札結果に基づく契約締結については、契約締結に係る発議書により適切な承認を得た上で契約を締結している。</p>
<p>当該工事契約について、契約書が確実に、かつ、適時に締結されているかどうか確かめた。</p>	<p>工事請負契約書は令和4年1月7日付で締結され、請負金額に応じた収入印紙が貼り付けられており、契約当事者の調印がなされている。</p>
<p>当該工事契約の締結について契約条項が必要十分であるかどうか、契約金額が適正であるかどうか、契約保証金が適正に受け入れられているかどうか、契約変更等が妥当であるかどうか確かめた。</p>	<p>工事請負契約書の記載内容については、契約条項は過不足なく作成されており、契約金額247,500,000円（税込）も入札の結果決定した金額となっており、東日本建設保証株式会社による保証が付けられており、保証証書を受け入れている。</p>

実施した手続	実施結果
	工事変更契約は、更新するポンプ機を工場で作製中であるが、新型コロナウイルス感染症の影響で製作が遅延している状況であることから延長が必要となったため延長（変更後完了予定：令和5年3月17日）しており、令和4年9月15日に工事請負変更契約書を取り交わしている。
当該工事契約について、工事完成の時期、その他の契約の履行期限が守られているか、工事が設計図及び仕様書どおりに施工されているかどうか確かめた。	現時点で未完成である。
当該工事契約について、検査が的確になされているか確かめた。	現時点で未完成である。

#### (4) 監査の結果

##### ① 決裁文書（一般発議書）の記載事項の欠如について【指摘】

「福島市文書取扱規程」第21条において「決裁文書には、第17条から第19条までに規定する回議又は合議の手続を終了した年月日を決裁年月日として記入するものとする」とされているが、監査の過程で閲覧した決裁文書（一般発議書）の決裁欄に決裁年月日が記載されていない。さらに、文書分類記号欄及び保存年限欄について、「福島市文書取扱規程」第15条において「起案文書には、文書分類表（別表第三）に掲げる分類記号及び第37条第1項の規定により総務課長が定めた保存期間を表示するものとする」とされているが、閲覧した発議書において文書分類記号及び保存年限の記載もされていない。これ以外にも、空欄が散見されているが、「文書事務の手引」で確認したところ、文書事務の経過を明らかにするために記載が必要と考えられる。

福島市文書取扱規程第21条（決裁年月日）

決裁文書には、第17条から第19条までに規定する回議又は合議の手続を終了した年月日を決裁年月日として記入するものとする。

福島市文書取扱規程第15条（文書分類記号等の表示）

起案文書には、文書分類表（別表第三）に掲げる分類記号及び第37条第1項の規定により総務課長が定めた保存期間を表示するものとする。

このように、文書事務手続が徹底されていない状況があり、「福島市文書取扱規程」や「文書事務の手引」といった内部規程等に遵守した起案文書の事務手続の運用をするべきである。この点、令和4年度から電子決裁が整備され、記載を要する欄についてはシステム上で入力を求められるようになるとのことであるが、記載を要する各欄について

なぜ記載を要するのかを起案者、決裁者ともに認識した上で、電子決裁の事務を運用していく必要がある。

## 2 令和3年度町庭坂堀河町汚水幹線管渠布設工事

工事請負契約名	令和3年度町庭坂堀河町汚水幹線管渠布設工事（第6工区）
担当部局	福島市都市政策部下水道建設課
契約方法	指名競争入札
契約金額（税抜）	（当初）17,700,000円 （変更）21,940,000円
単年度 or 複数年度	単年度契約
契約先	八島建設工業株式会社
契約年月日	（当初）令和3年11月30日 （変更）令和4年3月7日
工事完成日	（当初）令和4年3月18日 （変更）工期に変更なし

### （1）工事請負契約の概要

令和3年度下水道事業計画に基づく工事である。指名競争入札により決定した八島建設工業株式会社と工事請負契約を締結している。本路線において、水道管移設工が発生したため、給水管移設工を増額した。

### （2）監査要点

監査の実施に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を閲覧することにより手続を実施した。

- ・ 契約に係る財務事務について予算と実績の管理の妥当であるか。
- ・ 契約の方式決定及び相手方の選定が適法、かつ、妥当であるか。
- ・ 契約の締結について正当な承認を得ているか、契約書が確実に、かつ、適時に締結されているか。
- ・ 契約の履行として工事完成その他の契約の履行期限が守られ、工事は設計図及び仕様書どおりに施工されているか。
- ・ 監督、検査及び検収立会が的確になされているか。

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
<p>当該工事契約の予算執行に関する書類を確認し、予算消化のためのような、不要、不急その他不相当と認められる工事の施工がないことを確かめた。</p>	<p>令和3年11月2日付の予算執行何書（工事）等を閲覧した。当該工事のタイムスケジュールとしては、指名競争入札実施の発議書が令和3年11月15日、入札日が令和3年11月25日、契約日が令和3年11月30日、工期が令和3年11月30日から令和4年3月18日（予定）までとなっている。</p> <p>また、工事内容は下水道事業計画に基づく必要不可欠な工事であり、不要不急のものではなく、当該工事については不相当と認められる工事の施工はないと判断する。</p>
<p>当該工事契約の方式決定及び相手方の選定が適法、かつ、妥当であるかについて、関連する書類により確かめた。</p>	<p>10 者が入札に参加し応札で受注者が決定している。</p> <p>入札に係る一連の書類（発議書、入札書等）を確かめたが、特に問題点は発見されなかった。</p>
<p>当該工事契約の契約締結について正当な承認を得ているかどうか、関連する書類により確かめた。</p>	<p>入札結果に基づく契約締結については、契約締結に係る発議書により適切な承認を得た上で契約を締結している。</p>
<p>当該工事契約について、契約書が確実に、かつ、適時に締結されているかどうか確かめた。</p>	<p>工事請負契約書は令和3年11月30日付で締結され、請負金額に応じた収入印紙が貼り付けられており、契約当事者の調印がなされている。</p>
<p>当該工事契約の締結について契約条項が必要十分であるかどうか、契約金額が適正であるかどうか、契約保証金が適正に受け入れられているかどうか、契約変更等が妥当であるかどうか確かめた。</p>	<p>工事請負契約書の記載内容については、契約条項は過不足なく作成されており、契約金額19,470,000円（税込）も入札の結果決定した金額となっており、東日本建設保証株式会社による保証が付けられており、保証証書を受け入れている。</p> <p>工事変更契約は、本路線において水道管移設工事が発生したため給水管移設工を増額するが必要となったため（変更後増額：4,664,000円（税込））しており、令和4年</p>



実施した手続	実施結果
	3月7日に工事請負変更契約書を取り交わしている。
当該工事契約について、工事完成の時期、その他の契約の履行期限が守られているか、工事が設計図及び仕様書どおりに施工されているかどうか確かめた。	工事の進捗管理が適切に行われていることを工事打合せ簿、発議書等により確認した。 工事は令和4年3月18日で完成している。竣工検査で仕様書どおりに施工されていることを確認している。
当該工事契約について、検査が的確になされているか確かめた。	工事竣工検査は令和4年3月23日に建設道路保全課で検査を行い、同日付で工事竣工検査復命書を福島市長宛に提出している。 ▶下水道資産登録調書について（監査の結果①意見）

#### （4）監査の結果

##### ①下水道資産登録調書について【意見】

契約関係書類に下水道資産登録調書が含まれている。当該調書は、内部管理用に必要事項をPCに入力したことを確認する書面であり、福島市の正式な文書ではない。

正式な文書ではないが、下水道資産登録調書には、決裁日、文書分類・保存年限欄が設けられていることから、不必要な各項目については、削除しておく必要がある。

## 第2項 委託契約

### 1 下水道管理センター運転・保守管理・放射能汚染汚泥対策等業務委託

契約名（委託名）	下水道管理センター運転・保守管理・放射能汚染汚泥対策等業務委託
事業目的	堀河町終末処理場及び衛生処理場の運転管理、保守点検・放射能汚染汚泥対策等業務において、適正かつ効率的な維持管理を行う
契約先	水 i n g アセットマネジメント株式会社 福島営業所
契約金額（税抜）	120,960,000 円 内、特別会計分：98,386,364 円 （終末処理場の運転管理・保守点検業務及び下水道管理センターの放射能汚染汚泥対策等業務） 内、一般会計分：22,573,636 円 （衛生処理場の運転管理・保守点検業務）

担当部局	下水道管理センター
契約方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期継続契約</li> </ul> 福島市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例第2条3号 「三 その他商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもの及び毎年四月一日から物品を借り入れ、又は役務の提供を受ける必要があるもので市長が特に認めるもの」 <ul style="list-style-type: none"> <li>・随意契約</li> </ul> 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 「不動産の買入れ又は借入れ、地方公営企業が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」
契約年月日	令和3年3月29日
委託期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日

#### (1) 事業概要

本業務は、堀河町終末処理場及び衛生処理場の運転管理、保守点検・放射能汚染汚泥対策等業務において、適正かつ効率的な維持管理を行うものであり、水i n gアセットマネジメント株式会社と下水道管理センター運転・保守管理・放射能汚染汚泥対策等業務委託契約を締結している。

堀河町終末処理場及び衛生処理場は、昭和46年11月に供用開始され、平成17年4月1日より夜間のみ業務委託開始、平成19年4月1日より全日業務委託開始している。業務委託開始当初より同一先との随意契約となっている。

#### (2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより手続きを実施した。

- ・契約の方式及び相手方の選定は適切か。
- ・委託理由に合理性があるか。
- ・委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか。
- ・委託料の算定方法は適切か。
- ・委託料は業務の内容に対し適正な水準か。
- ・委託契約は適法であり、支払いは正確か。
- ・委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか。

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
<p>監査対象年度（令和3年度）の下水道管理センター運転・保守管理・放射能汚染汚泥対策等業務委託に関する書類を閲覧し、契約及び相手方の選定が法令、条例等に従い、適切になされているかを確認した。</p>	<p>委託先が処理場の機械設備の設置業者であり、効率的運転・保守管理という事業目的達成のため、及び維持管理運営に伴う機械設備の部品交換等が可能な業者についても設置業者以外では業務の履行が困難になると想定されることから、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号を根拠とする随意契約により業者を選定していることを確認した。</p> <p>また、本業務は、4月1日から役務の提供を受ける必要があるため、「福島市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例」第2条第3号に該当する契約であり、発議書により承認手続を経ていることを確認した。発議書において文書事務手続が徹底されていない状況があった。</p> <p>➤ 決裁文書の記載事項の欠如（監査の結果①指摘）</p> <p>下水道管理センター運転・保守管理・放射能汚染汚泥対策等業務委託の契約額には一般会計分（衛生処理場費）も含まれていた。随意契約の根拠法令として一般会計では地方公営企業法は適用されず、地方自治法が適用されるが、書類に地方自治法の記載はなかった。</p> <p>➤ 随意契約の根拠法令（監査の結果②指摘）</p>
<p>監査対象年度（令和3年度）の下水道管理センター運転・保守管理・放射能汚染汚泥対策等業務委託に関する書類を確認し、委託理由に合理性があるかを確認した。</p>	<p>下水道管理センター運転・保守管理・放射能汚染汚泥対策等業務委託契約は、安全かつ効率的な処理機能の確保を図るため、終末処理場の運転管理、保守点検・放射能汚染汚泥対策等業務という専門的かつ高度な技術、経験を要する業務であること、運転操作監視業務は24時間連続業務という勤務条件が必要となることから、委託理由には合理性があり、</p>

実施した手続	実施結果
	委託先のこれまで業務実績から適正な業務遂行が図られると判断した。
監査対象年度（令和 3 年度）の下水道管理センター運転・保守管理・放射能汚染汚泥対策等業務委託に関する書類を確認し、委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているかを確認した。	委託料の算定は、委託設計書により算定されている。委託設計書は「下水道施設維持管理積算要項」等に従い作成され、委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっていることを確認した。
監査対象年度（令和 3 年度）の下水道管理センター運転・保守管理・放射能汚染汚泥対策等業務委託に関する書類を確認し、委託料の算定方法は適切か、業務の内容に対し適正な水準かを確認した。	委託料の算定は、「下水道施設維持管理積算要項」に従い委託設計書により算定され、積算基準、積算資料が明確になっていることを確認した。 ➤ 契約保証金の免除について（監査の結果③指摘）
監査対象年度（令和 3 年度）の下水道管理センター運転・保守管理・放射能汚染汚泥対策等業務委託に関する書類を確認し、委託契約は適法であり、支払いは正確かを確認した。	支払条件は、契約書上、12 回分割（月払い）とされており、毎月の実績報告書により業務の実施状況を確認した上で、契約書に記載されたとおり支払いを行っていることを確認した。
監査対象年度（令和 3 年度）の下水道管理センター運転・保守管理・放射能汚染汚泥対策等業務委託に関する書類を確認し、委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているかについて確認した。	受託者からの「管理業務日誌」、「業務完了報告書」等の委託成果品の簿冊を閲覧し、業務内容の確認及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられていることを確認した。

#### （４）監査の結果

##### ① 決裁文書（施行伺（委託））の記載事項の欠如について【指摘】

「福島市文書取扱規程」第 21 条において「決裁文書には、第 17 条から第 19 条までに規定する回議又は合議の手続を終了した年月日を決裁年月日として記入するものとする」とされているが、監査の過程で閲覧した決裁文書（一般発議書）の決裁欄に決裁年月日が記載されていなかった。また、「福島市文書取扱規程」第 15 条において「起案文書には、文書分類表（別表第三）に掲げる分類記号及び第 37 条第 1 項の規定により総務課長が定めた保存期間を表示するものとする」とされているが、閲覧した発議書の文書分類記号欄及び保存年限欄に文書分類記号及び保存年限の記載がされていたものはなかった。令和 4 年度から電子起案・決裁システムが導入され、発議書の記載を要す

欄については、システム上で入力を求められるようになるため、必要な欄が空欄になることはないものと想定されるが、起案者、決裁者ともに各欄に対して記載する目的をきちんと把握した上で、電子起案・決裁の文書事務手続についても運用していく必要がある。

②随意契約の根拠法令について【指摘】

下水道管理センター運転・保守管理・放射能汚染汚泥対策等業務委託契約は、終末処理場の運転管理・保守点検に関する業務及び下水道管理センターの放射能汚染汚泥対策等業務と衛生処理場の運転管理・保守点検に関する業務が含まれている。このうち、衛生処理場の運転管理・保守点検に関する業務については一般会計での予算執行となっている。契約関係の伺いを閲覧したところ、随意契約の根拠法令として「地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号」のみが明示され決裁、契約事務手続がなされていたが、一般会計の契約では地方公営企業法は適用されず、地方自治法が適用される。随意契約の根拠法令として公営企業法のみでは不十分であり、今回のように一つの契約において適用される法令が異なる場合、それぞれに適用されるべき根拠法令を正確に明示して決裁、契約の事務手続を行う必要がある。

③契約保証金の免除について【指摘】

当該業務委託契約については、契約保証金が免除されている。当該契約は随意契約であり、随意契約における契約保証金の免除については、福島市財務規則第150条第1項第5号が根拠であるが、当該条項と照らし合わせた結果、当該契約は免除には該当していない。

今後は、随意契約であっても、契約保証金を免除する必要があることを想定し、会計規程を弾力的に運営する観点からも見直す必要がある。

福島市財務規則（契約保証金の減免）

**第150条** 契約権者は、次に掲げる場合においては、前条第1項の規定にかかわらず契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。ただし、市有財産売却システムによる場合を除く。

(5) 随意契約を締結する場合で、契約金額が50万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

2 令和3年度福島市下水道ストックマネジメント管渠調査業務委託

契約名（委託名）	令和3年度福島市下水道ストックマネジメント管渠調査業務委託
契約先	協業組合アクアテック栗原
契約金額（税抜）	（当初）8,600,000円

	(変更) 10,003,000 円
担当部局	下水道建設課
契約方法	指名競争入札
単年度 or 複数年度	単年度契約
契約年月日	(当初) 令和3年7月13日 (変更) 令和3年12月16日
工事完成日	(当初) 令和3年12月24日 (変更) 令和4年1月31日

### (1) 業務委託契約の概要

下水道施設の老朽化が進むなか、広範囲に存在する下水道管路施設の状況を迅速かつ的確に把握することが必要であるため、「下水道管路施設テレビカメラ調査マニュアル(案)」をもとに、自走式テレビカメラを用いた管渠の調査を行うものである。指名競争入札により決定した協業組合アクアテック栗原と業務委託契約を締結している。

### (2) 監査要点

監査の実施に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を閲覧することにより手続を実施した。

- ・契約に係る財務事務について予算と実績の管理が妥当であるか。
- ・契約の方式決定及び相手方の選定が適法、かつ、妥当であるか。
- ・契約の締結について正当な承認を得ているか。
- ・契約書が確実に、かつ、適時に締結されているか。
- ・契約の履行として工事完成その他の契約の履行期限が守られ、工事は設計図及び仕様書どおりに施工されているか。
- ・監督、検査及び検収立会が的確になされているか。

### (3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
当該業務委託契約の予算執行に関する書類を確認し、予算消化のためのような、不要、不急その他不適当と認められる業務委託がないことを確かめた。	令和3年6月18日付の予算執行伺書(委託)等を開覧した。当該業務委託のタイムスケジュールとしては、指名競争入札実施の発議書が令和3年6月28日、入札日が令和3年7月8日、契約日が令和3年7月13日、工期が令和3年7月13日から令和3年12月24日(予定)までとなっている。

実施した手続	実施結果
	<p>る。</p> <p>また、業務委託内容は下水管路状況の確認には必要不可欠な業務であり、不要不急のものではなく、当該業務については不相当と認められる業務委託はないと判断する。</p>
<p>当該業務委託契約の方式決定及び相手方の選定が適法、かつ、妥当であるかについて、関連する書類により確かめた。</p>	<p>地方自治法施行令第 167 条第 1 号に基づく指名競争入札となっている。12 者が入札に参加し応札で受注者が決定している。入札に係る一連の書類(発議書、入札書等)を確かめたが、特に問題点は発見されなかった。</p>
<p>当該業務委託契約の契約締結について正当な承認を得ているかどうか、関連する書類により確かめた。</p>	<p>入札結果に基づく契約締結については、契約締結に係る発議書により適切な承認を得た上で契約を締結している。</p>
<p>当該業務委託契約について、契約書が確実に、かつ、適時に締結されているかどうか確かめた。</p>	<p>業務委託契約書は令和 3 年 7 月 13 日付で締結され、委託金額に応じた収入印紙が貼り付けられており、契約当事者の調印がなされている。令和 3 年 12 月 16 日付で締結された変更契約書についても同様である。</p>
<p>当該業務委託契約の締結について契約条項が必要十分であるかどうか、契約金額が適正であるかどうか、契約保証金が適正に受け入れられているかどうか、契約変更等が妥当であるかどうか確かめた。</p>	<p>業務委託契約書の記載内容については、契約条項は過不足なく作成されており、契約金額 9,460,000 円(税込)も入札の結果決定した金額となっている。契約保証金については免除となっている。</p> <p>業務委託変更契約は、本調査対象外路線にて、管渠にクラックが確認されたため追加で調査を行うことによる調査工の変更増、追加工事であるための工事期間変更増したため(変更後増額:1,543,300 円(税込))しており、令和 4 年 3 月 7 日に工事請負変更契約書を取り交わしている。</p>
<p>当該業務委託契約について、業務完了の時期、その他の契約の履行期限が守られているか、業務委託が設計図及び仕様書どおりに施</p>	<p>業務委託の進捗管理が適切に行われていることを工事打合せ簿、発議書等により確認した。</p>

実施した手続	実施結果
工されているかどうか確かめた。	業務委託は令和4年1月31日で完成している。結果・考察で下水管路の状況を確認している。
当該業務委託契約について、検査が的確になされているか確かめた。	委託業務検査は令和4年2月9日に都市政策部下水道建設課で検査を行い、同日付で検査総合評価適合の検査調書を福島市長宛に提出している。

#### (4) 監査の結果

特に記載すべき事項は無い。

### 3 下水道使用料徴収事務委託

契約名（委託名）	令和3年度 下水道使用料徴収事務委託
事業目的	地方自治法第153条第1項の規定に基づき、福島市下水道条例第17条第1号に規定する水道水及び水道水と水道水以外の水を兼用して排除する汚水に係る下水道使用料の徴収事務を委託する。
契約先	福島市水道局
契約金額（税抜）	125,304,762円
担当部局	下水道総務課
契約方法	・ 随意契約 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき
契約年月日	令和3年3月29日
委託期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日

#### (1) 事業概要

福島市下水道条例施行規則第18条により、水道水及び水道水と水道水以外の水を兼用して排除する汚水に係る下水道使用料の徴収事務を福島市水道事業管理者に委任するものとしている。



## (2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより、手続きを実施した。

- ・ 契約の方式及び相手方の選定は適切か。
- ・ 委託理由に合理性があるか。
- ・ 委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか。
- ・ 委託料の算定方法は適切か。
- ・ 委託契約は適法であり、支払いは正確か。
- ・ 委託料は業務の内容に対し適正な水準か。
- ・ 委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか。

## (3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
監査対象年度（令和3年度）の下水道使用料徴収事務委託に関する書類を確認し、契約の方式及び相手方の選定が法令、条例等に従い、適切になされているかを確認した。	福島市下水道条例施行規則第18条によるものであり地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定による随意契約により福島市水道事業管理者を選定していることを確認した。 ▶ 決裁文書（一般発議書）の記載事項の欠如（監査の結果①指摘）
令和3年度における下水道使用料徴収事務委託に関する書類を確認し、委託理由に合理性があるかを確認した。	福島市下水道条例施行規則第18条に規定されている。
令和3年度における下水道使用料徴収事務委託に関する書類を確認し、委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているかを確認した。	下水道使用料徴収事務経費計算書（R3予算）の算定内容を検証した。
令和3年度における下水道使用料徴収事務委託に関する書類を確認し、委託料の算定方法は適切か、また、委託料は業務の内容に対し適正な水準かを確認した。	委託料の算定は、令和元年度の実績に基づく令和3年度下水道使用料徴収事務経費計算書において項目別に算定基準に基づく算定額が算出されている。 ▶ 実績評価について（監査の結果②意見）
令和3年度における下水道使用料徴収事務委託に関する書類を確認し、委託契約は適法であり、支払いは正確かを確認した。	支払条件については、6月、9月、12月、3月の支払期限の15日前までに請求し、委託金額を支払うこととなっており、資金決済され

実施した手続	実施結果
	ていることを確認した。
令和 3 年度における下水道使用料徴収事務委託に関する書類を確認し、委託契約の履行について適時、適切に確かめられているかを確認した。	特定の四半期について汚水排除量の申告、下水道使用料調定額報告書等により委託契約の履行について適時、適切に確かめられていることを確認した。

#### (4) 監査の結果

##### ① 決裁文書（一般発議書）の記載事項の欠如について【指摘】

「福島市文書取扱規程」第 21 条において「決裁文書には、第 17 条から第 19 条までに規定する回議又は合議の手続を終了した年月日を決裁年月日として記入するものとする」とされているが、監査の過程で閲覧した決裁文書（一般発議書）の決裁欄に決裁年月日が記載されていない。さらに、文書分類記号欄及び保存年限欄について、「福島市文書取扱規程」第 15 条において「起案文書には、文書分類表（別表第三）に掲げる分類記号及び第 37 条第 1 項の規定により総務課長が定めた保存期間を表示するものとする」とされているが、閲覧した発議書において文書分類記号及び保存年限の記載もされていない。これ以外にも、空欄が散見されているが、「文書事務の手引」で確認したところ、文書事務の経過を明らかにするために記載が必要と考えられる。

##### ② 実績評価について【意見】

監査対象年度である令和 3 年度の下水道使用料徴収事務委託に関する見積は、令和元年度の福島市水道局決算額に基づいて、令和 2 年度予算要求額を加味し下水道使用料徴収事務経費計算書より作成され、財政課の調整を得ている。水道局に徴収事務を委託していること、令和 3 年度予算額の算定は令和 2 年度 11 月頃になる関係から令和元年度の決算額を用いることは止むを得ないと考える。その一方で令和 3 年度に確定した経費実績額に基づいた評価については、経費実績の算定及び委託業務について適正に行われているとの考えから実施していない。

PDCA サイクルの観点からも、実績に基づく評価は重要であることから、決算額が確定した段階で実施することが望まれる。

#### 4 令和 3 年度福島市下水道ストックマネジメント点検調査計画策定業務委託（処理場）

契約名（委託名）	令和 3 年度福島市下水道ストックマネジメント点検調査計画策定業務委託（処理場）
契約先	株式会社三協技術 福島営業所
契約金額（税抜）	15,100,000 円

担当部局	下水道総務課
契約方法	制限付一般競争入札
契約年月日	令和3年7月30日
納品日	令和4年1月28日

### (1) 契約の概要

「下水道ストックマネジメント実施に関するガイドライン」及び「処理場・ポンプ場施設のストックマネジメント」に基づき、点検調査・修繕・改築を進めるためのものである。対象施設は、福島市土湯温泉町内にある終末処理場で、平成7年10月供用開始の土湯温泉町浄化センター（分流式・炭槽式嫌気好気活性汚泥法）であり、今回の業務の範囲は、「①リスク管理による各設備の優先順位等の検討、②長期的な修繕・改築の事業量及び事業費の最適化をはかるための改築事業のシナリオ設定、③各設備の点検・調査実施のための時期及び規模についての計画策定」とされている。

### (2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより手続を実施した。

- ・ 契約の方式及び相手方の選定は適切か。
- ・ 委託理由に合理性があるか。
- ・ 委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか。
- ・ 委託料の算定方法は適切か。
- ・ 委託料は業務の内容に対し適正な水準か。
- ・ 業務コストの削減努力が行われているか。
- ・ 委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているか。
- ・ 委託契約は適法であり、支払いは正確か。
- ・ 委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか。

### (3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
監査対象年度（令和3年度）の令和3年度福島市下水道ストックマネジメント点検調査計画策定業務委託（処理場）契約に関する書類を閲覧し、契約及び相手方の選定が法令、条例等に従い、適切になされているかを確認した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 制限付一般競争入札としている。6者入札があり、予定価格及び最低制限価格内で最低価格入札者が契約している。制限についても資格要件について制限を加えているだけで、特段問題となる事項は発見されなかった。</li> <li>➤仕様書の記載（監査の結果①指摘）</li> </ul>

実施した手続	実施結果
<p>監査対象年度（令和 3 年度）の令和 3 年度福島市下水道ストックマネジメント点検調査計画策定業務委託（処理場）契約に関する書類を確認し、委託理由に合理性があるかを確認した。</p>	<p>（1）契約の概要にあるとおり、今後必要となる処理場のストックマネジメントに関しての業務委託であり、特段問題となる事項は発見されなかった。</p>
<p>監査対象年度（令和 3 年度）の令和 3 年度福島市下水道ストックマネジメント点検調査計画策定業務委託（処理場）契約に関する書類を確認し、委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているかを確認した。</p>	<p>当該業務に必要な範囲で、内部で設計書を作成、それをもとに予算見積が行われ、予算執行伺書にて承認されており、特段問題となる事項は発見されなかった。</p>
<p>監査対象年度（令和 3 年度）の令和 3 年度福島市下水道ストックマネジメント点検調査計画策定業務委託（処理場）契約に関する書類を確認し、委託料の算定方法は適切か、業務の内容に対し適正な水準かを確認した。</p>	<p>当該業務に必要な範囲で、内部で設計書を作成、それをもとに予算見積が行われ、予算執行伺書にて承認されており、特段問題となる事項は発見されなかった。</p>
<p>監査対象年度（令和 3 年度）の令和 3 年度福島市下水道ストックマネジメント点検調査計画策定業務委託（処理場）契約に関する書類を確認し、業務コストの削減努力が行われているかを確認した。</p>	<p>制限付一般競争入札としており、6 者入札があり、予定価格及び最低制限価格内で最低価格入札者が契約しており、特段問題となる事項は発見されなかった。</p>
<p>監査対象年度（令和 3 年度）の令和 3 年度福島市下水道ストックマネジメント点検調査計画策定業務委託（処理場）契約に関する書類を確認し、当該委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているかについて確認した。</p>	<p>業務委託が完了したときに、遅滞なく完成届が提出され、検査をしており、委託業者に対して不備の修正依頼等はなく、適合と認めるとされており、おおむね行政目的に貢献していると考えられ、特段問題となる事項は発見されなかった。</p>
<p>監査対象年度（令和 3 年度）の令和 3 年度福島市下水道ストックマネジメント点検調査計画策定業務委託（処理場）契約に関する書類を確認し、委託契約は適法であり、支払いは正確かを確認した。</p>	<p>委託業務の履行確認の後、委託料は契約どおりに支払われており、特段問題となる事項は発見されなかった。</p>
<p>監査対象年度（令和 3 年度）の令和 3 年度福島市下水道ストックマネジメント点</p>	<p>委託業務が完了したときに、遅滞なく完成届が提出され、検査をしており、特段問題とな</p>

実施した手続	実施結果
検調査計画策定業務委託（処理場）契約に関する書類を確認し、委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているかについて確認した。	る事項は発見されなかった。

#### （４）監査の結果

##### ①特記事項の仕様書での記載について【指摘】

今回、設計費を積算する中で、設計対象の水量補正、及び作業比率補正が含まれていた。水量補正に関しては、特記仕様書の「３．その他特記事項（２）補正」の項目に記載されていたが、作業比率補正に関しては記載されていなかった。作業比率補正は設計書に記載添付されており、業者にとり設計書は閲覧可能であるので、その内容は事前に把握することはできる。しかし、仕様書は契約書で記載しきれない業務の要求事項を記載するものであり、特記事項は全て含むことが必要と考えられ、今後留意が必要と考える。

#### ５ 令和３年度 福島市下水道ストックマネジメント管渠点検業務委託

契約名（委託名）	令和３年度 福島市下水道ストックマネジメント管渠点検業務委託
契約先	日本水工設計株式会社
契約金額（税抜）	41,045,000 円
担当部局	下水道建設課
契約方法	制限付一般競争入札
単年度 or 複数年度	単年度契約
契約年月日	令和３年 11 月 26 日
業務完了日	令和４年 3 月 22 日

#### （１）業務委託契約の概要

下水道施設の老朽化が進むなか、広範囲に存在する下水道管路施設の状況を迅速かつ、適格に把握することが必要であるため、管口テレビカメラを用いた人孔及び管渠の点検を行っている。令和３年度の点検箇所数は契約当初 3,142 箇所を予定していたが、事業の進捗を図るため、変更契約を令和４年 3 月 1 日に締結し、3,609 箇所の点検を行っている。管口テレビカメラによる点検は、調査員がマンホールに入らず、地上部よりマンホール及び本管の異常の有無について、管口テレビカメラを用いて、モニターを見ながら点検する方法をとっている。

(2) 監査要点

監査の実施に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を閲覧することにより手続を実施した。

- ・ 契約の方式及び相手方の選定方法は適正か。
- ・ 委託理由に合理性があるか。
- ・ 委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか。
- ・ 委託料の算定方法は適正か。
- ・ 委託契約は適法であり、支払いは正確か。
- ・ 委託料は業務の内容に対し適正な水準か。
- ・ 委託先では業務コストの削減努力が行われているか。
- ・ 委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか。

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
<p>関連書類の閲覧等により、契約の方式及び相手方の選定方法は適正かどうか確認した。</p>	<p>制限付一般競争入札の方式によっており、入札参加資格には以下のような要件も付されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査、計画策定業務の登録のある者</li> <li>・ 福島市内に本店を有するもの又は福島市内に支店・営業所等を有し、その支店・営業所等を委任先・連絡先として登録済みの者</li> <li>・ 公告日現在において、建設コンサルタント登録規定に基づく登録名簿のうち同規定別表の「下水道部門」に登録を有する者</li> <li>・ 管理技術者として技術士の資格を有する者を配置できる者</li> </ul> <p>公告は令和3年10月19日から令和3年11月4日まで行われ、日本水工設計株式会社のみが入札に参加、入札額(税抜)36,000千円で落札している。</p> <p>▶競争性の確保(監査の結果①意見)</p>
<p>関連書類の閲覧等により、委託理由に合理性があるかどうか確認した。</p>	<p>当該業務は、高度な専門的技術が必要な業務及び行政サービスの向上に資する業務で</p>

実施した手続	実施結果
	あり、この業務を外部に委託しても公権力の行使に当たるような又はそのおそれのあるような業務の委託には該当しないと判断した。
関連書類の閲覧等により、委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているかどうか確認した。	予算執行伺書、予算執行変更伺書を閲覧した結果、問題点は発見されなかった。
関連書類の閲覧等により、委託料の算定方法は適正かどうかを確認した。	委託料は設計書において根拠のあるデータに基づき算定されている。設計書に添付されている総括情報表や内訳表を閲覧した結果、人件費を始めとした直接原価の算定にあたって、その前提条件となる技術者ごとの単価や、1日当たりの点検箇所数に問題は見られず、間接経費の算定方法も、公益社団法人日本下水道管路管理業協会が公表している積算資料に則り算定されており、問題は見られなかった。
関連書類の閲覧等により、委託契約は適法であり、支払いは正確かどうかを確認した。	当該業務については業務委託契約書が作成され、契約締結伺において決裁の後、業務委託契約が締結されている。また、支払については履行確認後に支払が行われている。
関連書類の閲覧等により、委託料は業務の内容に対し適正な水準かどうか、及び委託先では業務コストの削減努力が行われているかどうかを確認した。	前述の通り、予定価格の算定方法に問題は見られず、適正な水準の予定価格となっているのに対し、当該業務の落札率から、委託料は全体として業務の内容に対し適正な水準にあるといえる。また、令和元年度や令和2年度の1箇所あたりの委託料単価と比較しても異常性は見られなかった。
関連書類の閲覧等により、委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているかどうか確認した。	点検・調査記録表、点検集計表、最終報告書等で適時に確かめられていることを確認した。

(4) 監査の結果

①制限付一般競争入札の競争性の確保について【意見】

制限付一般競争入札により契約先を決定しているが、令和元年度以降令和3年度まで、同一の事業者との契約が継続している。令和元年度、令和2年度は契約事業者以外にも入札に参加した事業者は存在したものの、両年度とも入札参加事業者数は契約事業者含めて2者のみであり、令和3年度においては入札に参加したのは契約事業者のみである。当該状況下では、競争性が十分に確保されているとは言えず、なんらかの改善施策が必要と考える。公告期間の延長や、入札参加資格要件を充足する事業者への周知の強化、入札参加資格要件の見直しを行う等して、複数事業者が入札に参加し、競争性を高めることが望まれる。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
選定方法	制限付一般競争入札		
入札業者	入札金額（税抜）		
日本水工設計(株)	20,900千円	18,500千円	36,000千円
(株)オオバ	22,000千円	19,000千円	—
点検箇所 (契約当初)	1,894箇所	1,545箇所	3,142箇所
1箇所あたり単価	11,034円	11,974円	11,457円

**第3項 地方公営企業法会計（資産管理を含む）**

1 貸倒引当金

(1) 概要

貸倒引当金とは、未収金・貸付金等の金銭債権について、回収することが困難と予想される額を評価するものであり、評価性引当金と呼ばれる。地方公営企業法施行規則第22条でも、引当金の計上要件に合致するものについて引当金の計上をしなければならぬとされている。企業会計においては、「金融商品に関する会計基準」があり、その中で債権を、一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権の3区分とし貸倒引当金を計上することが求められている。3区分とその定義は以下のとおりである。

区 分	定 義
一般債権	経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権
貸倒懸念債権	経営破綻の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか、または生じる可能性の高い債務者に対する債権
破産更生債権	経営破綻、または実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権



市の下水道事業会計においては、決算書中の財務諸表注記の重要な会計方針では、「債権の不納欠損による損失に備えるため、未収金及び当該未収金に係る不納欠損額の実績をもとに貸倒率を算定し、事業年度末における未収金に貸倒率を乗じて算出したものを計上している。」としている。これは、「福島市下水道等事業の財務に関する特例を定める規則」（以下、「特例を定める規則」という）第 114 条の貸倒引当金の計上方法によったものである。具体的には、5 か年それぞれの年度でその年度の不納欠損額を把握し、その年度期末未収金を対応させ、それぞれの年度の実績率を算出、その平均値を 5 倍したものを貸倒実績率とし、算出年度期末未収金に乗じて計算している。

## (2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を閲覧することにより、手続を実施した。

- ・貸倒引当金は、地方公営企業法施行規則等に則り、算定及び表示が適切か。

## (3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
市の所管課担当者から貸倒引当金に関してヒアリングを実施し、必要に応じ監査人から質問を実施した。	貸倒引当金に関する基本方針を確認した。 ▶一般債権の貸倒実績率算定（監査の結果 ①意見） ▶貸倒実績率に関する文書化（監査の結果 ②意見）
市の所管課担当者から入手した貸倒引当金の算定書等の内容を確認し、算定及び表示が適切になされているか検討する。	貸倒引当金の算定、表示について検討した。 ▶一般債権の貸倒実績率算定（監査の結果 ①意見） ▶貸倒実績率に関する文書化（監査の結果 ②意見）

## (4) 監査の結果

### ①一般債権の貸倒実績率算定について【意見】

一般債権の貸倒実績率算定において、分母の債権残高を不納欠損が生じた年度期末未収金としているが、不納欠損は年度期首未収金から生じると考える方が合理的であり、当該年度期首未収金を使用して算定することが望まれる。

## ②貸倒実績率に関する文書化について【意見】

それぞれの年度の実績率を算出し、その平均値を5倍したものを貸倒実績率として用いているが、これは、下水道使用料が地方自治法に規定する地方税法の例により徴収する債権であること、地方税法による5年時効（徴収権消滅）債権であるため、一般的な債権よりも回収期間が長い傾向にあること、即時欠損に該当すること等、5年時効が完成する以前に全債権を欠損処理とする場合に備える意味で5倍しているとの回答を得た。

平均値を5倍とする根拠の回答は得たものの、下水道室における当該見解、解釈を明文化した書面はない。

所管部署で貸倒実績率を計算する際には算定根拠を明確化しておく必要がある。

## 2 キャッシュ・フロー計算書

### (1) 概要

キャッシュ・フロー計算書は、発生主義会計に基づき作成される損益計算書に対して、1事業年度の資金の流れを明らかにするために作成される。地方公営企業法施行令第17条の2第1項第2号等では、予算に関する説明書として作成する予定キャッシュ・フロー計算書、決算に併せて提出しなければならない書類及び決算を議会の認定に付するに当たって提出しなければならない書類としてのキャッシュ・フロー計算書が定められている。

### (2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を閲覧することにより、手続を実施した。

・キャッシュ・フロー計算書は、地方公営企業法施行規則に則り、適切に作成されているか。

### (3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
市の所管課担当者からキャッシュ・フロー計算書に関してヒアリングを実施し、必要に応じ監査人から質問を実施した。	キャッシュ・フロー計算書の基本方針を確認した。 ▶表示について（監査の結果①【意見】）
市の所管課担当者から入手したキャッシュ・フロー計算書を確認し、適切に作成されているか検討する。	キャッシュ・フロー計算書の記載内容を確認した。 ▶表示について（監査の結果①【意見】）

#### (4) 監査の結果

##### ①投資活動によるキャッシュ・フローの表示について【意見】

令和3年度下水道事業会計決算書のキャッシュ・フロー計算書の投資活動によるキャッシュ・フローは以下のように表示されている。

2	投資活動によるキャッシュ・フロー
	有形固定資産の取得による支出
	国庫補助金等による収入
	負担金による収入
	前払金の増減額（△は増加）
	未払金の増減額（△は減少）

投資活動のキャッシュ・フローの表示については、債権債務の増減額はそれぞれの関連する収入・支出に含めてキャッシュ・フロー額として表示することが通例である。

他自治体も関連する収入・支出に含めて表示しているところが多く、比較可能性を確保するために関連する収入・支出に含めて表示することが望まれる。

2	投資活動によるキャッシュ・フロー
	有形固定資産の取得による支出
	国庫補助金等による収入
	負担金による収入

### 3 固定資産又は備品管理

#### (1) 固定資産台帳管理の概要

福島市としては、固定資産等の評価方法や固定資産台帳の整備手順等の実務的な取扱いを示した「統一的な基準による地方公会計マニュアル 資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」（総務省：平成27年1月23日公表）を基に、福島市固定資産台帳整備マニュアルを定めている。下水道事業は事業の透明性向上を図るとともに、財務諸表作成に伴う「経営分析」、「経営課題の把握、経営計画の策定」、「経営構造・効率化」のサイクルを繰り返すことにより、経営の健全化を図り、効率的で安定的な事業経営を行うことを目的に、平成28年4月1日に地方公営企業法の一部（財務規定等）を適用し、固定資産台帳を整備し固定資産の維持管理を図ることとしている。

#### (2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、実査、ヒアリング及び諸資料を閲覧することにより、手続を実施した。

- ・固定資産又は備品の取得は法令・規則等に従い適正に行われているか。
- ・固定資産台帳又は備品台帳が整備され、固定資産又は備品の管理が適切に行われているか。
- ・固定資産又は備品の処分が適切になされているか。
- ・固定資産又は備品は効率的に利用されているか。遊休・未使用の固定資産や備品は適切に管理されているか。

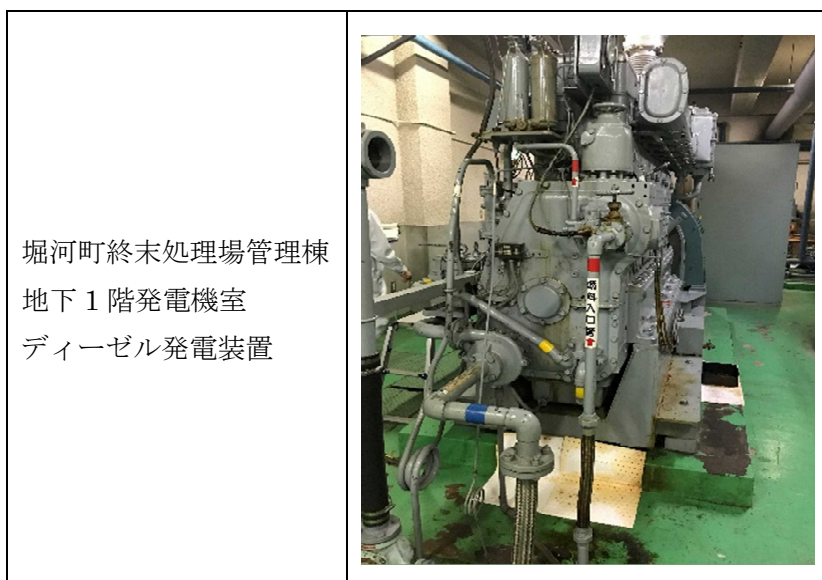
(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
<p>監査対象年度（令和 3 年度）の下水道施設のうち 6 箇所の施設に関する固定資産台帳を閲覧し、28 件の固定資産について現場で現物との突合を実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶処理場は河川側にあるにも関わらず、発電装置が地下に設置されている。災害時に機能停止する恐れがあるため設置場所を再検討すべき。（監査の結果①指摘）</li> <li>▶備品登録した資産への備品標識の貼付が網羅的ではない。（監査の結果②指摘）</li> <li>▶公共下水道管渠用地の管理が十分とはいえない状況にある。（監査の結果④指摘）</li> <li>▶機器の更新の際に固定資産台帳登録の漏れ、資産の処分漏れ（監査の結果⑤指摘）</li> </ul>
<p>監査対象年度（令和 3 年度）の現地視察において確認した固定資産や備品の現物が、固定資産台帳や備品台帳に登録され適切に管理されているか確認した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶現地視察で確認した備品が市の所有物ではなく第三者の所有物が放置されたままであった。また当該施設が市の所有物である掲示が十分になされていなかった。（監査の結果③指摘）</li> <li>▶固定資産台帳から除外したにも関わらず未処分となっている資産が存在した。（監査の結果⑤指摘）</li> <li>▶施設内に残置されている機器等の管理（監査の結果⑦意見）</li> </ul>
<p>監査対象年度（令和 3 年度）の固定資産台帳を閲覧し、台帳全体の整備状況について検討した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶固定資産台帳の記載状況に不明確な記載が散見される。固定資産台帳の記載の精緻化が望まれる。（監査の結果⑥意見）</li> </ul>

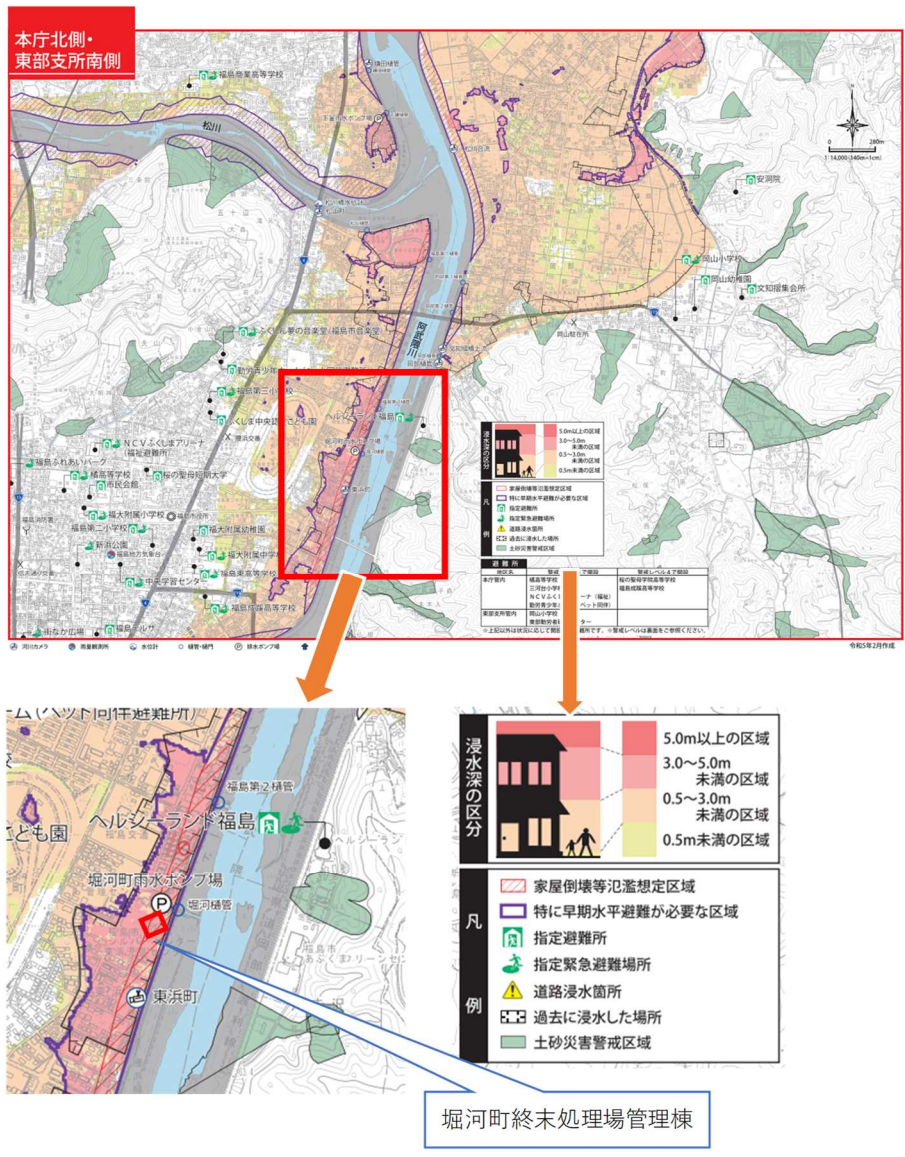
#### (4) 監査の結果

##### ①発電装置の設置場所の再検討【指摘】

堀河町終末処理場の現地視察において、固定資産台帳から抽出した資産のうち、ディーゼル発電装置の現物を確認した。設置場所が場内管理棟の地下1階の発電機室に昭和49年から設置されていることを直接確認することができた。



しかし、発電設備は地下に設置されており、台風や大雨などの災害においては浸水により水没する恐れがあるため、設置場所としては必ずしも適切とは言えない状況にある。当時は設置場所の確保等から、発電施設を地下に設置することとなったが、昨今の異常気象の観点からは災害時の対応としては十分ではない。施設は阿武隈川に近接しており福島市の洪水ハザードマップにおいても、家屋倒壊等氾濫想定区域や特に早期水平避難が必要な区域に該当している。下水処理の関係上、浸水深の区分でも3.0～5.0m未満の区域に区分されている。


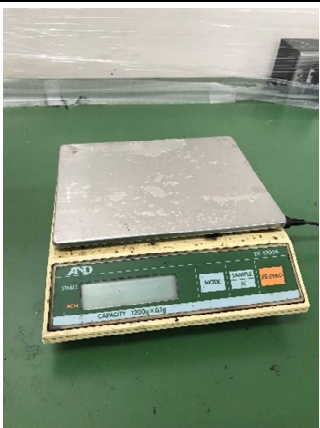


(出典：福島市洪水ハザードマップ)

以上を踏まえて、災害時の公共インフラを守る観点から、設置場所の再検討を図る必要がある。

②備品への標識貼付の徹底【指摘】

下水道施設の現地視察において、備品登録している固定資産について現物確認を実施した結果、下記の固定資産について備品として管理しているにもかかわらず、備品標識の貼付が漏れている固定資産が散見された。

	
電気湯煎器	はかり (秤)
堀河町終末処理場水質試験室	

福島市財務規則には備品の管理について以下の規定がある。

(標識)

第 244 条 備品には、標識 (様式第 73 号) を付さなければならない。ただし、性質、形状等により標識を付することに適しないものについては、適当な方法によりこれを表示することができる。

別表第 3 (第 240 条関係) 物品分類基準表

備考 備品と消耗品の区分

1 「備品」とは、比較的長期 (通常の状態でおおむね 3 年程度以上) の使用に堪える物品 (当該物品のうち専ら職員が使用する椅子及び机、公印、受贈した標本、美術品及び見本類並びに図書館、図書室等に備えて閲覧又は貸出しに供する図書以外の物品にあっては、その取得価格 (取得価格が不明又は特殊な条件によって取得したものにあっては、市場価格を基礎として評価した価格) がおおむね 3 万円以上のもの) をいう。

また、福島市下水道等事業の財務に関する特例を定める規則には以下の規定がある。

第 7 章 固定資産

第 1 節 通則

(固定資産の範囲)

第 95 条 固定資産とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 有形固定資産

ア 土地

イ 建物及び附属設備

ウ 構築物 (土地に定着する土木設備又は工作物をいう。)

エ 機械及び装置並びにその他の附属設備

オ 自動車その他の陸上運搬具

カ 工具、器具及び備品（耐用年数が1年以上かつ取得価格が10万円以上のものに限る。）

キ リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がアからカまでに掲げるものである場合に限る。）

ク 建設仮勘定（イからカまでに掲げる資産であって、事業の用に供するものを建設した場合における支出した金額及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。）

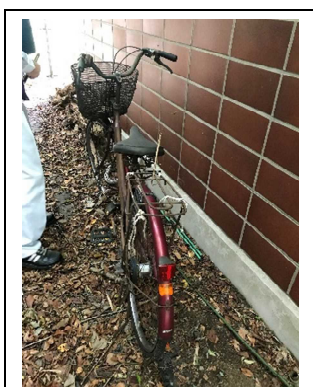
ケ 有形資産であって、有形固定資産に属する資産とすべきもの

下水道事業は地方公営企業法の一部（財務規定等）を適用したこともあり、備品の定義が福島市の財務規則と福島市下水道等事業の財務に関する特例を定める規則で重なる範囲もあり、10万円以上の備品については固定資産台帳には登録されている。

備品については、建物や管路などの固定資産と異なり、耐用年数が比較的短く、取替や更新が頻繁に行われる可能性がある固定資産である。将来の更新や現物管理を踏まえて上述の規定が定められているものと思料する。市の財産管理や将来の更新計画の観点から施設内にある備品については全てに標識の貼付を徹底し、定期的な現物確認を行うべきである。そして、実施した現物確認において使用していない備品が放置されている場合には、固定資産や備品として廃棄し、会計上も除却処理し固定資産台帳や備品台帳から除外すべきと考える。

### ③施設の定期的な確認について【指摘】

現地視察した施設のうち、福島市太子堂付近にある祓川みずみどり施設を視察した際、施設の裏側に放置された自転車を発見した。



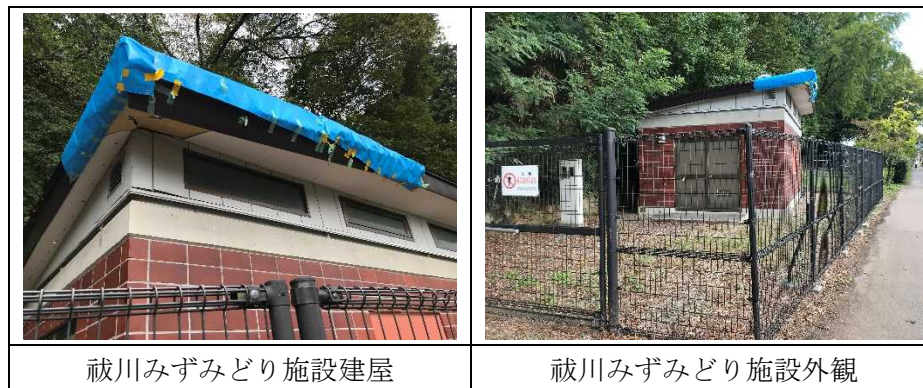
祓川みずみどり施設  
敷地内

下水道室へ照会したところ施設内に放置されていた資産は施設の清掃業務委託業者の所有物であることが判明した。本来施設には市の財産しか保管できず、第三者の物品が放置されていることは由々しき事態である。

また当該施設は信夫山の麓にあり、施設上には立木がある。以前、台風等の自然災害



に伴い、立木が折れたことにより施設の屋根が倒壊してしまっている。



屋根の倒壊については当時、住民から市への連絡により発覚したもので、連絡を受けた市の担当者は倒壊した屋根の部分にシートをかぶせるといった応急措置で対応している。しかし、監査人が現地施設を確認したところ、当該施設フェンスで区画を囲っているものの、フェンスには福島市の所有であることを謳う看板等もなく連絡先の記載もなされていない。

このような管理では上述のように災害等で市の施設に異常があっても住民等から速やかに問い合わせを受けることは困難である。また本来は災害時には市の施設に異常がないか確認することは市の責務であると考ええる。

福島市財務規則では財産の管理について以下の通り規定している。

<p>第3節 管理 (管理の基準)</p> <p>第207条 課長は、その管理に係る公有財産が適正に維持供用されるよう常に現況を掌握し、特に次に掲げる事項に注意し、必要があるときは、直ちに適切な措置を採らなければならない。</p> <p>(1) 維持、保全及び供用状況の適否</p> <p>(2) 権利境界の明確及び正当性</p> <p>(3) 登記簿、登録簿、財産台帳、関係図面その他証拠書類との符合</p> <p>(4) 使用の許可又は貸付けに係る当該使用又は貸付けの状況並びに使用料又は貸付料の額及びその納入状況の適否</p>
--

当該規定を踏まえるとフェンスで施設を区分しているのであれば、境界を明確にするため、市の所有であることはフェンスへの看板等により明確に権利境界を謳うべきである。

前段の放置された物品とともに、市は施設管理の観点からも定期的に所有する施設の確認を行うべきである。その中で施設には福島市の所有であることを謳う看板を設置し、不測の事態の時には住民からの通報を受けられるよう、担当部署の連絡先の記載を徹底すべきであると考ええる。

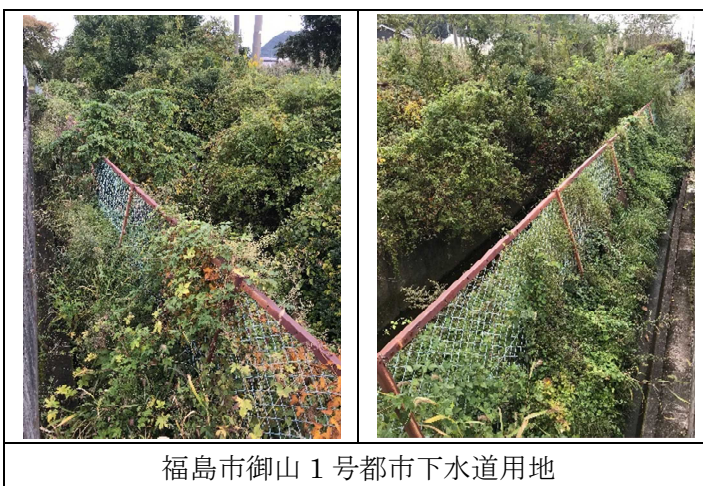
#### ④公共下水道管渠用地の管理【指摘】

福島市で管理する公共下水道管渠用地について、固定資産台帳から数か所抽出し、現物確認を実施した。



その結果、福島市大字御山字荒田地内にある公共下水道管渠用地は、管渠が線路わきにあることや管渠が深く、かつ、地表に出ており蓋等が覆われていないことから、雑木や下草などが生えたままとなっており、管理が十分ではない状況にあった。そのため、本来は用地内に用地境界杭があるはずだが、下草に覆い隠されているため確認することも困難であった。管渠用地前にはフェンスを立てているが、フェンスには「危険」といった看板はなく、市役所の管理である旨の看板も確認できなかった。

また同管渠の延長である、福島市泉字大下地内にある公共下水道管渠用地についても前述と同様に地内の維持管理がなされておらず、雑木や下草が処理されないままとなっていた。フェンスは若干、傾いており「危険」といった看板は前述同様になされておらず、安全確保の観点から修繕が必要な状況にある。



福島市財務規則には以下の通り、規定がなされている。

(土地の境界標識の設置)

第 213 条 公有財産である土地については、その境界を明確にするため、境界標柱、金属びょう、金属板等の境界標識を設置しなければならない。

2 課長は、前項の規定による境界標識を設置するときは、隣地所有者の立会いを求めて境界を確認の上、境界確認書を作成し、実測図に添付しておかなければならない。

3 境界標識は、実測に基づき、原則として境界線上 25 メートルごと及び屈曲点ごとに設置しなければならない。

境界標識は用地境界杭を適切に設置しているが、下草を刈るなどの維持管理がなされておらず、境界杭は見えづらい状況にある。またフェンスには一切の案内もないため、管渠の所有管理が福島市であるかも住民には理解できない恐れがある。さらにフェンスが傾いており修繕が必要な場所もある。以上からまず福島市としては境界標識が明確となるように定期的に維持管理を行い、万が一、事故等が起きないようにフェンスには危険である旨及び福島市の所有である旨を看板等にて掲示し、周辺住民への周知と維持管理を徹底すべきである。

⑤固定資産台帳への登録漏れ及び処分漏れについて【指摘】

堀河町終末処理場の管理棟 2 階旧操作室に設置されていたエアコン現物を確認し、固定資産台帳への登録状況を確認したところ、現在設置されているエアコンは据付年月日が本体に添付しており、日付は平成 10 年 10 月 21 日となっていた。



堀河町終末処理場管理棟 2 階  
旧操作室エアコン

これに対し、固定資産台帳を確認したところ、管理棟 2 階旧操作室として計上されているエアコンは、取得年月日が昭和 49 年 3 月 31 日のものと平成 2 年 3 月 31 日取得したものが固定資産台帳に登録されており、現物確認した資産は固定資産台帳登録が漏れていた。平成 2 年 3 月 31 日に取得した機器を平成 10 年度に更新した際に登録漏れがあ

ったものと考えられる。なお、過去の機器については更新した際に廃棄しているため、現物は存在しない。

また管理棟 2 階旧操作室は現在、物品等の保管場所として使用しているが、その中で使用されていないプリンターが保管されていた。プリンターは旧水道台帳システムに付随していたプリンターとのことだが、下水道台帳システムを更新した際に固定資産台帳からは除外していたが、処分が漏れていたとのことである。現地視察においては堀河町終末処理場内に固定資産台帳上は百葉箱が計上されていたが、現物確認したところ、朽ちかけており、遊休資産となっていた。



堀河町終末処理場管理棟 2 階旧操作室 プリンター



堀河町終末処理場内 百葉箱

固定資産台帳は固定資産の管理運営上、重要な資料である。物品の更新が生じた際には従来の物品は除却処理とともに固定資産台帳から除外し、新たに取得した資産は漏れなく固定資産台帳に登録すべきである。また固定資産台帳から除外した資産は適時に予算措置を実施し、適時に処分を行うべきである。

#### ⑥固定資産台帳の記載の精緻化【意見】

福島市の固定資産台帳の整備状況は、令和元年度包括外部監査でも指摘されていたように個別の公共施設については精度が低く、今後の公共施設の維持管理に活用できる状

態にないと指摘している。監査対象年度の福島市下水道室の施設の現物を確認し、固定資産台帳を閲覧したところ、例えば堀河町終末処理場雨水ポンプ場については、造成費用については「雨水ポンプ場土木1式」、建屋及び附属する設備については「雨水ポンプ場建築1式」と固定資産に計上されている。この中には施設内に設置されている設備搬入用のクレーンなども一括して固定資産科目上、建物として計上されている。その中で土湯温泉町浄化センターにある固定資産で資産名称「ガス湯沸器(WH1)1台」が建物として計上されていた。資産名称と固定資産科目が一致していない理由について確認したところ、浄化センターの土木建物工事が竣工し、付帯設備の一部として給排水・衛生・ガス設備があるため、それらを合わせて入力したためというが、明らかに資産名称が科目を表示しておらず、一括計上のため一部更新した際に固定資産に反映することが困難であり、固定資産管理上問題がある。また固定資産台帳には資産名称が「不明、不明、1121m」や「純市費1号の7」という管路と思しき資産があるが、確認したところ詳細を把握できる資料がないため、福島市の下水道に示されている施工延長及び事業費に基づき資産登録したものとすることで、固定資産の管理及び将来の更新における情報が十分でない資産も散見される。

現地視察においても渡利雨水排水ポンプ場内に設置されていた内線通話・連絡用の電話機を収納する金属製の箱があったが、固定資産台帳登録状況を確認したところ建築工事に含まれているとの事であった。同様に堀河町終末処理場の管理棟2階旧操作室にある放送設備機器についても建築工事に含まれているため、固定資産として単体登録はなされていなかった。その他の資産についても市の担当者が特定した固定資産現物は確認できるものの、固定資産台帳には型番や製造番号、製造年月の記載はなく完全に特定することは難しい状況にある。

		
<p>渡利雨水排水ポンプ場 電話収容箱</p>		<p>堀河町終末処理場管理棟2階旧操作室 放送設備機器</p>

以上より、固定資産台帳に登録されている資産の名称は固定資産科目を必ずしも表章しているとはいえず、固定資産には本来、建物付属設備である資産や機械及び装置として単体登録すべきものも一括して建物に計上されているケースが散見される。確かに下水道事業は福島市では平成28年4月1日に地方公営企業法の一部（財務規定等）を適

用することとなったため従来の下水道資産台帳から固定資産台帳への移行の際に、福島市が定めた固定資産台帳作成マニュアルに従って、適切に固定資産を登録し台帳を作成したものと史料する。しかし、将来の下水道施設の老朽化対策や取替更新に関する計画策定にあたり、現状の固定資産台帳では少なくとも耐用年数の短い機械及び装置や器具備品といった固定資産の管理運営には利用できる情報は限定的である。今後、取得する固定資産については、工事内容としては仮にポンプ場建築改修 1 式として契約があったとしても、竣工の際にはストックマネジメントや更新計画の観点から固定資産は細分化して計上することを徹底することが望まれる。

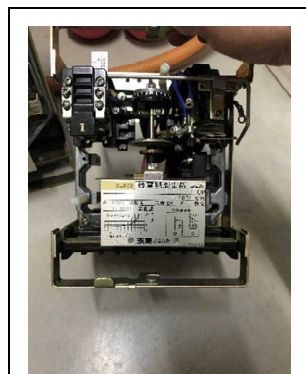
⑦施設内に残置されている機器等の管理について【意見】

渡利雨水排水ポンプ場には、いくつかの機器類が施設内の一角に残置されていた。下水道室に照会したところ、当該機器は電気盤の付属品であり、固定資産台帳上は施設や機器一式として登録されており付属品単体を台帳登録してはいないとのことである。



渡利雨水排水ポンプ場内  
電気盤付属品

また同施設内には、下記のような機器も保管されていた。こちらは動作不良のため交換・取り外した部品であり、そのまま処分せずに残置されていた。



渡利雨水排水ポンプ  
場内 部品

上述の部品はいずれも管理する帳簿等はなく、そのまま施設内に残置されていたもの

である。福島市下水道等事業の財務に関する特例を定める規則及び福島市財務規則には以下の通り規定されている。

**【福島市下水道等事業の財務に関する特例を定める規則抜粋】**

第6章 たな卸資産以外の物品

(分類)

第87条 物品は、その適正な供用（物品をその用途に応じて下水道等事業において使用（用途に従った処分を含む。）させることをいう。以下同じ。）を図るため、その用途に従い、財務規則別表第3に定めるところにより、備品及び消耗品に分類する。

**【福島市財務規則】**

別表第3（第240条関係） 物品分類基準表

1 備品

(1) 一般

ア テーブル類

イ いす類

ウ 戸だな類

エ 箱類

オ 金庫類

カ 事務用機器類

キ 製図器具類

ク 計器類

ケ 印章版木類

コ 室内用品類

サ 電気機器類

シ 写真機器類

ス 農業機器類

セ 工具類

ソ 図書類

タ 車両類

チ 貸与品

ツ 寝具類

テ 暖炉火ばち類

ト 医療器具類

ナ 音楽機器類

ニ 船舶類

ヌ 体育機器類

ネ	理科学機器類
ノ	模型標本類
ハ	おけ、たらい類
ヒ	ちゅう房用具類
フ	土壌分析用機器類
ヘ	雑機器類
ホ	工事機器類
マ	公害分析用機器類

上述の規定を踏まえると、機器として保管する物品は備品として分類し、適切に管理する必要がある。動作不良等で使用できない物品については廃棄等を行い、使用できる見込みのある物品は備品台帳等に登録し管理することが望まれる。

#### 4 遊休資産について

##### (1) 遊休資産の概要

遊休施設に関して、その存在を質問したところ汚水中継ポンプ所 3カ所が該当していた。

施設名称		敷地面積 (m <sup>2</sup> )	延床面積 (m <sup>2</sup> )	所在地	取得年月日
北原	汚水中継ポンプ所	1,168.43	706.68	北原地内	S53.2.15
五十辺	汚水中継ポンプ所	580.00	111.00	古川地内	S53.3.21
柳町	汚水中継ポンプ所	1,049.86	121.00	清明町地内	H1.3.31

北原汚水中継ポンプ所では、敷地内周辺樹木雑草除去作業、柳町汚水中継ポンプ所では、消防用設備点検業務が発生している。

##### (2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を閲覧することにより、手続を実施した。

- ・遊休施設の管理は適正に行われているか。
- ・遊休施設の減損処理は適切に行われているか。
- ・遊休施設の処分が検討されているか。
- ・遊休施設の年間維持費用が把握されているか。
- ・遊休施設が財務諸表に適切に表示されているか。



(3) 実施した監査手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
遊休施設の有無について、所管部署に質問した。	遊休施設一覧を入手した。
遊休施設一覧について減損処理を実施した対象、実施時期等について質問した。	令和4年度減損会計兆候判断において令和3年度の整理として3箇所の施設が検討対象となっていることを確認した。なお、事業全体を固定資産グループとして整理しているため、減損処理はしていない。
遊休施設について、処分が検討されているかどうか質問した。	現時点で処分済、処分確定、処分確定見込のある物件がないとの回答を得た。
遊休施設一覧について、個別に年間維持管理コストに関する情報を収集した。個別の施設について、維持管理コストが発生していない箇所について、その理由をヒアリングした。	維持管理コストについては、除草作業などによるものである。維持管理コストが発生していない施設については、消防用設備の設置義務がないため点検不要 ▶遊休施設に係る維持管理費について（監査の結果①意見）
遊休施設について、減価償却費や維持管理コストがどのように財務諸表に表示されているかヒアリングした。	何れも営業費用として計上されている。 ▶損益計算書における表示について（監査の結果②指摘）

(4) 監査の結果

①遊休施設に係る維持管理費について【意見】

遊休施設のうち、北原污水中継ポンプ所については植栽管理委託業務として160,600円、柳町污水中継ポンプ所については消防用設備点検業務26,290円の費用を負担している。遊休施設として既に污水中継ポンプ所の機能は有していないことから、早急に売却を検討する必要がある。なお、柳町污水中継ポンプ所の消防用設備点検は少額ではあるものの、消防設備の設置義務がない措置を講じる必要がある。

②損益計算書の表示について【意見】

遊休施設に係る令和3年度の減価償却費は、5,321,147円、維持管理費は186,890円となっている。営業費用全体の発生経費と比して少額ではあるものの、下水道事業に係る収益に直接貢献していない費用であり、本来は営業外費用として表示する必要がある。

## 5 固定資産の減損会計について

### (1) 減損会計の概要

減損とは、収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった状態など、固定資産の将来の経済的便益を著しく減少した状態をいう。(出典：令和4年度公営企業の経理の手引)

福島市下水道事業会計では、①固定資産のグループ化②減損の兆候③減損損失の認識の判定④減損損失の測定、帳簿価格の減額（減損処理）に区分して整理と作業結果を文書化している。

#### ①固定資産のグループ化

遊休資産はあるが、事業全体を固定資産グループとして整理

#### ②減損の兆候

公共下水道事業は、業務活動から生ずる損益が過去2事業年度マイナスではない。

特定環境保全公共下水道事業は、収益的収支が均衡するように一般会計補助金を収入している。令和3年度はマイナスとなっているが、原子力損害賠償金の収入があり、一般会計補助金を減額したためのマイナスである。

何れも減損の兆候なしと判断

#### ③減損損失の認識の判定

減損の兆候なしと判断したため、判定の必要なし。

#### ④減損損失の測定、帳簿価格の減額

減損損失の認識の判定が必要なかったため、測定も必要なし

### (2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を閲覧することにより、手続を実施した。

- ・固定資産の減損会計の適用は、法令・規則等に従い適正に行われているか。
- ・固定資産の減損会計の適用は、規程等でルール化されているか。
- ・固定資産の減損会計の適用は、規程等に沿って適切になされているか。

### (3) 実施した監査手続及び実施結果

実施した監査手続	実施結果
減損会計兆候判断に関する資料を入手し、作業項目が減損会計の手順に順序しているかどうかを検討した。	固定資産のグループ化、減損の兆候、減損損失の認識の判定、減損損失の測定に区分され、手順が進められていることを確認した。
減損会計聴講判断が、規程等でルール化されているかどうか、財務規則、条例等により検	財務規則、条例等を確認したが、文書化されていない。

実施した監査手続	実施結果
討した。	➤ 規程の整備（監査の結果①意見）

#### (4) 監査の結果

##### ①規程の整備【意見】

固定資産の減損会計の適用に当たっては、毎年固定資産のグループ化から減損の兆候、減損損失の認識の判定、減損損失の測定という一連の流れで作業が実施できるようになっており、概要、整理と作業結果が文書化されている。

下水道室では、減損会計兆候判断の作業において遊休資産に対する「重要性」の判断について具体的な資料を見つけることはできなかったが、減損会計の恣意的な運用を避けるため、取扱いの基準を内規等においてあらかじめ定めておく必要があると考えられるとのコメントが付されている。

遊休資産についてのみではなく減損会計兆候判断の全体で取扱いの基準を定めておくことが望ましい。

## 6 損益計算書の表示について

### (1) 特別利益、特別損失の表示について

損益計算書における勘定科目の区分のうち、損益勘定の区分における特別利益、特別損失については、地方公営企業法施行規則で下記のようになっている。

特別利益：固定資産売却益、過年度損益修正益及びその他特別利益の項目の区分に従い、細分しなければならない。

特別損失：固定資産売却損、減損損失、災害による損失、過年度損益修正損、その他特別損失の項目の区分に従い、細分しなければならない。

損益計算書における特別利益、特別損失の表示は以下の通りである。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
特別利益	1,715,473	956,600	6,639,301	9,345,459	149,924,520
過年度損益修正益	1,715,473	956,600	494,315	9,345,459	6,174,750
原子力損害賠償金					143,736,035
その他特別利益			6,144,986		13,735
特別損失	330,513,253	77,468,826	109,413,674	82,317,594	83,326,257
災害による損失			12,359,404		553,900
下水汚泥放射能対策費	145,647,414	76,010,346	95,230,935	78,177,704	78,913,277
過年度損益修正損	184,865,839	1,458,480	1,823,335	387,890	3,763,080
固定資産売却損					96,000
その他特別損失				3,752,000	

### (2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、諸資料を閲覧することにより、手

続を実施した。

- ・ 現行の決算書の表示が地方公営企業法施行規則に準拠しているかどうか。

### (3) 実施した手続および実施結果

実施した手続	実施結果
平成 29 年度以降、直近の令和 3 年度決算書の記載を閲覧することにより地方公営企業法施行規則に準拠しているかどうかを検討した。	基本的に法令に準拠している ▶特別損益項目の表示について（監査の結果①意見）

### (4) 監査の結果

#### ①特別損益項目の表示について【意見】

下水道事業に係る損益計算書には、每期特別損益項目が掲記されている。本来、特別損益項目は、事業の通常の経営に伴うものでなく、臨時かつ巨額の場合に用いられる項目である。現行の損益計算書には、原子力損害賠償金や下水汚泥放射能対策費など多額の項目がある一方で、固定資産売却損は、過去 5 年間でも直近の決算において 10 万円にも満たない金額が計上されている。今後、特に少額である場合には、特別損益項目として計上するか否か決算に当たって検討する必要がある。

## 第 4 項 経営戦略

### (1) 概要

経営戦略策定の経緯、経営戦略の基本的考え方については、水道事業で記載の項目と同様であることから、省略する。福島市下水道事業に関する経営戦略の記載は、第 3 章第 4 節記載を参照

### (2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより、手続きを実施した。

- ・ 経営戦略の策定は適切か。
- ・ 経営戦略に合理性があるか。
- ・ 経営戦略の策定に当たり基礎データは明確になっているか。
- ・ 算定方法は適切か。
- ・ 過去の経営戦略は評価されているか。

- ・経営戦略の見直しはされているか。
- ・過去の評価結果を反映しているか。

### (3) 実施した監査手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
福島市下水道事業経営戦略【改定版】（令和3年度～令和12年度）を通読し、必要に応じて担当者に質問を実施した。	福島市下水道事業経営戦略【改定版】の内容を検討し、経営戦略改定の趣旨に沿っていることを確認した。 ➤ 受益者負担金について（監査の結果①意見）
人口予測については、担当者に質問し、説明を受けた。	人口予測については、行政人口は福島市2020人口ビジョンをベースにしていることを確認した。
過去の経営戦略については、経営戦略の改定に当たり、どのように評価したかを質問により確認した。	個別に質問し、回答を得た。 ➤ 資産維持費について（監査の結果②意見）

### (4) 監査の結果

#### ①受益者負担金について【意見】

経営戦略の策定に当たっては、受益者負担金の徴収についても留意事項が記載されている。福島市の下水道事業に関する経営戦略には受益者負担金に関する部分の記載が見当たらない。福島市の下水道には、下水道事業受益者負担金として項目は設けられているが、受益者、単位負担金額、賦課時期、納入方法、受益者負担金決算状況が記載されているものの特に追加した記載はない。

収入の一部を構成する要素であること、全体的な金額からは少額であるものの消滅債権額が発生していることから経営状況に与える影響も考えると、経営戦略には何らかの記載をしておくことが望ましい。なお、参考までに策定・改定に係る留意事項の例示を下記に記載する。

策定・改定に係る留意事項
① 下水道等が敷設されると排水区域内の土地の財産価値が増加するが、これは一般国民、市民の負担による公費の投下によってもたらされたものであるから、その増加の一部を公費に還元することが負担の公平から見て適当であり、受益の限度内において、土地の所有者等の受益者が建設費の一部を負担することが妥当であること。
② 受益者負担金は汚水処理施設整備の貴重な特定財源であり、下水道整備の現状と下水道整備による環境の改善、利便性、快適性の向上、土地の利用価値の増進に照らし、建設に伴う受益者負担金の徴収は積極的に行うべきであること。

### 策定・改定に係る留意事項

③ 受益者負担金の徴収額の決定に当たっては、受益の範囲内で事業費の一部を負担するという原則に立脚しつつ、全国の徴収状況も勘案して、公共下水道等の集合処理施設（流域下水道及び特定公共下水道を除く。）については全事業費の5%程度、各戸等に設置される合併処理浄化槽（特定地域生活排水処理施設、個別排水処理施設及び小規模集合排水処理施設）については全事業費の10%程度を徴収し事業費へ充当すること。

④ 受益者負担金等は、単年度において③で記述した割合を上回る額が徴収されたとしても、上回る分について必ずしも当該負担金を特定財源として起債額を減ずる必要はなく、超過分は建設積立て若しくは剰余金としての繰越し等により次年度以降の財源とすること、又は過年度事業に係る一般会計からの借入金の返納に充てることもできることに留意すること。

⑤ 特定公共下水道については、特定の事業者の事業活動に主として利用されることから、補助事業の地方負担額のうち50%程度を徴収し事業費へ充当すること。

⑥ 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）に基づき都道府県が行う公共下水道幹線管渠等整備事業に係る受益者負担金等については市町村において確保すべきものであること。したがって、都道府県の地方負担額及び対象事業費に対して、市町村が確保した受益者負担金等を市町村負担金として充てることが適当であること。

#### ②資産維持費について【意見】

市は、「経営戦略【改訂版】」において、資産維持費を下水道使用料対象経費である総括原価に含めていない。資産維持費とは、「将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化（耐震化等）等により増大することが見込まれる場合、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続して行くために必要な費用（増大分に係るもの）として、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築（更新）計画にもとづいて算定するもの」とされる。平成29年3月（公社）日本下水道協会において、「下水道使用料の基本的考え方」が改訂され、下水道の使用料対象経費に資産維持費を位置づける等の見直しが行われ、国も各事務連絡でその旨通知している。今後、施設整備費の増大が見込まれる中、使用者負担の期間的公平性や事業の継続性等を確保する観点から、資産維持費の導入について検討を行うことが望まれる。

## 第5項 下水道使用料

### 1 下水道使用料

#### (1) 概要

市は、下水道使用料に関して平成16年度に料金改定を行っている（温泉汚水に関しては平成21年度新規導入）が、その後現在に至るまで改定を行っていない。また、その算出に当たっては、基本的に水道料金と同様の手順を踏んで行ったと考えられるが（水道

料金の算定に関しては、水道事業計画を参照されたい)、現在、平成 16 年度当時の算定資料がなく、詳細は不明である。また、令和 2 年度の汚水処理費内訳と使用料収入の関係は以下のとおりであるが、汚水処理費が使用料収入を上回り、差額については、市費等負担 20 百万円が生じている。

〔 令和2年度 汚水処理費内訳と使用料収入 〕

		(税抜)
汚水処理費 3,167,237千円 処理原価 173.9 円/m <sup>3</sup>		市費等負担金額 20,060千円 処理原価 1.1円/m <sup>3</sup> (資本費中市費等算入率1.3%)
維持管理費 1,627,756千円 処理原価 89.4円/m <sup>3</sup>	資本費 1,539,481千円 処理原価 84.5円/m <sup>3</sup>	
全額下水道使用料を充てている	下水道使用料を充てている金額 1,519,421千円 処理原価 83.4円/m <sup>3</sup> (資本費中使用料算入率 98.7%)	
使用料収入 3,147,177千円 使用料単価 172.8円/m <sup>3</sup> 99.4% (使用料回収率=経費回収率)		市費等負担20,060千円 単価 1.1円/m <sup>3</sup> 0.6% (市費等負担率)

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を閲覧することにより、手続を実施した。

- ・ 各種計画書等の内容及び評価は適切か。

(3) 実施した監査手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
市の所管課担当者から事業計画に関してヒアリングを実施し、必要に応じ監査人から質問を実施した。	事業計画の概要を把握した。 ▶下水道使用料の改定について (監査の結果 ①意見) ▶下水道使用料算定根拠の保存 (監査の結果 ②指摘)
市の所管課担当者から入手した事業計画書等の内容を確認し、事業計画及びその評	入手した事業計画書の内容確認、事業計画の適切性、評価について検討した。

実施した手続	実施結果
価が適切になされているか検討する。	▶下水道使用料の改定について（監査の結果 ①意見）

#### （４）監査の結果

##### ①下水道使用料の改定について【意見】

市は、平成 15 年に下水道使用料の改定を行ったが、以来現在まで改定を行っていない。また、おおむね 3 年ごとに使用料改定の検討を行ってきたが、「経営戦略【改訂版】」においても令和 12 年度まで維持する予定である。確かに、現状の使用料体系を維持しても、令和 4 年度以降の下水道事業の当年度純利益は 5 億円台がキープされ、財政状況も良化する計画である。しかし、一方では、収支不足を基準内繰入といえども、一般会計繰入金で補っていること、総括原価に資産維持費が含まれていないこと、雨水処理施設の整備が遅れていること等の状況の中、使用料の改定に向け検討して行くことが望まれる。

##### ②下水道使用料算定根拠の保存について【指摘】

市は、平成 15 年に下水道使用料の改定を行った際に、平成 14 年 12 月議会において下水道使用料金改定の議決を受けた議会説明資料、算定根拠資料は保管されているものの、書類の保存期限が明確となっていない。「福島市文書取扱規程」第 37 条（文書の保存及び廃棄（保存期間））の別表第 4 は、文書保存期間の基準であるが、その中で、算定根拠を永年保存する直接の基準は見当たらない。しかし、下水道使用料は下水道条例で定める重要なものであり、その算定根拠も重要なものと考えられる。したがって、基準中の「35 前各号に掲げる文書に類するものその他保存の必要があると認める文書は永年保存」を準用し、次回の料金改定が行われるまでは保存することが必要と考える。

## 2 下水道使用料収入及び債権管理

### （１）概要

#### ①下水道使用料収入等

下水道使用料収入は、使用者に下水道管や下水道施設の維持管理や汚水処理等の経費を、各人が使用した水量に応じて負担させるため、また、下水道事業受益者負担金は下水道が供用開始された区域に土地や権利を有する受益者に、下水道本管工事の一部費用を負担させるため徴収されるものである。いずれの債権も強制徴収公債権であり、消滅時効は 5 年である。下水道使用者の大部分は水道利用者と重なるが（その場合、水道利用量が下水道使用量とみなされる）、一部、地下水（井戸水等）の利用者では下水道使用料収入のみ発生する。それぞれの金額は以下のように計算される。



下水道使用料（水道使用者の場合）：基本使用料＋各段階の従量使用料単価×水道メーターの水道使用量

下水道事業受益者負担金：受益地面積×480円/m<sup>2</sup>

下水道使用料収入は、「福島市下水道条例」、「福島市下水道条例施行規則」等、下水道事業受益者負担金は、「福島都市計画下水道事業受益者負担に関する条例」等、また、それらの債権管理については、「福島市債権管理条例」等によって定められている。直近3か年度の下水道使用料収入及び下水道事業受益者負担金の調定額等の金額・件数の推移は以下のとおりである。

下水道使用料 (単位:円)

年度		調定額	件数	収入額	件数	不能欠損額	件数	収入未済額	件数
令和元年度	現年	3,479,431,463	478,836	2,864,814,732	390,540	0	0	614,616,731	88,296
	過年度	614,478,280	89,514	603,817,165	86,613	1,716,134	494	8,944,981	2,407
	合計	4,093,909,743	568,350	3,468,631,897	477,153	1,716,134	494	623,561,712	90,703
令和2年度	現年	3,461,832,656	484,232	2,855,250,368	395,991	0	0	606,582,288	88,241
	過年度	623,737,678	90,860	613,453,823	88,361	1,805,677	511	8,478,178	1,988
	合計	4,085,570,334	575,092	3,468,704,191	484,352	1,805,677	511	615,060,466	90,229
令和3年度	現年	3,451,927,960	489,817	2,860,501,274	400,469	0	0	591,426,686	89,348
	過年度	621,137,448	90,371	611,440,776	88,072	1,684,356	504	8,012,316	1,795
	合計	4,073,065,408	580,188	3,471,942,050	488,541	1,684,356	504	599,439,002	91,143

下水道事業受益者負担金 (単位:円)

年度		調定額	件数	収入額	件数	不能欠損額	件数	収入未済額	件数
令和元年度	現年	64,869,790		62,609,880		0	0	2,259,910	
	滞納額	8,478,680		3,355,550		300,840	48	4,822,290	
	合計	73,348,470	0	65,965,430	0	300,840	48	7,082,200	
令和2年度	現年	59,805,810	6,411	58,124,080	6,188	0	0	1,681,730	223
	滞納額	7,082,200	723	3,570,945	513	597,240	64	2,914,015	146
	合計	66,888,010	7,134	61,695,025	6,701	597,240	64	4,595,745	369
令和3年度	現年	52,106,980	5,272	50,726,240	5,118	0	0	1,380,740	154
	滞納額	4,595,745	491	2,223,940	340	119,960	14	2,251,845	137
	合計	56,702,725	5,763	52,950,180	5,458	119,960	14	3,632,585	291

なお、前述したように下水道使用者が水道利用者と重なる場合、その徴収業務は、水道事業との間で、下水道使用料徴収事務委託契約が締結され、水道料金等徴収業務委託先である第一環境（株）に再委託されている。下水道使用者が水道利用者と重なることが大部分であることから、その収入計上から徴収までの流れについては、水道事業の「水道料金及び債権管理」を参照されたい。

## ②債権管理

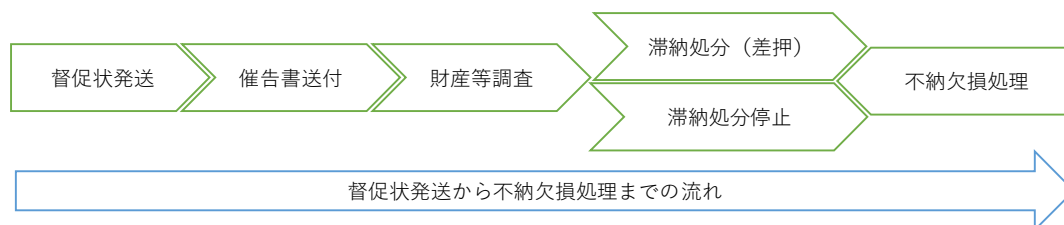
納期限から 20 日以内に督促状が發送される。下水道使用料収入は条例により年度内に 6 回、下水道事業受益者負担金は年度内に 4 回に納期限を分けており、督促状も同回数發送される。その後、未納の場合は、催告書が年 2 回送付されるが、この段階で大部分の使用者は納入、または分納納付等の希望の申出をしてくる。さらに、未納が継続し

ている滞納債権については、財産等調査・滞納処分（差押）という流れになるが、下水道使用料収入及び下水道事業受益者負担金を合わせ、常時 100 先程度の滞納先が存在しているとのことである。

財産等調査は、所管部署に照会をかけたの市税等滞納状況調査、不動産・預金・給与・年金・生命保険等の資産調査、法人の倒産情報等の調査、個人死亡者の相続放棄等の調査、所在不明者の転居先調査等によることになる。その結果、資力がある滞納者の場合、納入に応じなければ滞納処分（差押）となる。資力の乏しい滞納者の場合、下水道使用料収入の現年度分については、受益者負担の原則と他納入者との公平性の観点から、個々の滞納者の資力状況等を見極めながら、過年度に優先して納付させるように指導し、可能な限り回収を図っている。一方、使用料収入の過年度分及び下水道事業受益者負担金については、分割納付及び滞納処分停止とする場合もある。

滞納処分の実施は、所管部署での担当者の他の業務と兼ね合いから現状限られており、悪質あるいは時効完成が間近な滞納者に対して実施し、その他の滞納者に関しては、時効の消滅期限の 5 年後まで臨戸訪問及び催告書の送付により納付催告を継続して行い、回収を図っている状況である。

滞納債権の中で時効の消滅期限となった債権、あるいは滞納処分停止がなされ 3 年が経過した債権 については、不納欠損処理が行なわれることになる。一連の流れは以下のとおりである。



また、直近 3 年間で滞納処分の状況は以下のとおりであるが、実施件数は少ない。

#### 下水道使用料

令和 3 年度		令和 2 年度		令和元年度	
件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)
2	541,398	0	0	0	0

#### 下水道事業受益者負担金

令和 3 年度		令和 2 年度		令和元年度	
件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)
1	36,760	2	122,450	1	541,660

## (2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を閲覧することにより、手続を実施した。

- ・督促、滞納整理及びや不納欠損処理業務は規定等に則り、適切に実施されているか。

## (3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
市の所管課担当者から業務の流れに関してヒアリングを実施し、必要に応じ監査人から質問を実施した。	下水道使用料収入及び債権管理について理解した。 ▶滞納債権処分の促進（監査の結果①意見）
市の所管課担当者から入手した資料を閲覧し、業務が法令、条例等に則り、適切になされているかを確認した。	業務については、法令、条例等に則り適切に行われていることを確認した。

## (4) 監査の結果

### ①滞納債権処分の促進について【意見】

滞納先は常時 100 先程度存在するとのことであるが、滞納処分の実施は、所管部署での担当者の他の業務との兼ね合いから現状限られており、直近 3 年間の実績は、下水道使用料収入で 2 件、下水道事業受益者負担金で 4 件という状況である。費用対効果の問題もあり、催告書の通知により回収を図って行くことも考えられるが、下水道事業債権は強制徴収公債権であり、早期の滞納処分を実施して行くことで、より徴収の公平性が図られるものとする。したがって、業務量を勘案し増員配置した上で対応して行くことが望まれる。

## 第4章 監査の結果に関する報告に添えて提出する意見

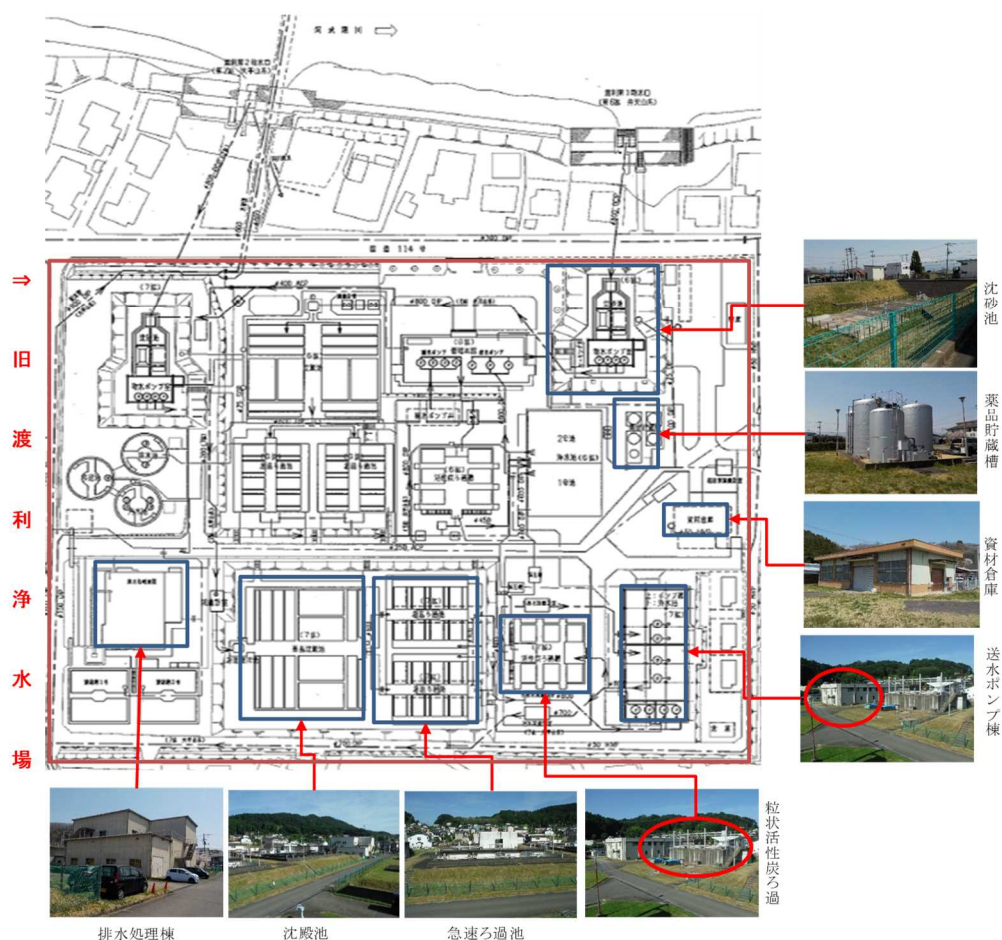
### 1 旧渡利浄水場の撤去について

旧渡利浄水場は、平成19年3月に廃止となり既に16年が経過しており、2か所の取水口を含め35,435.91㎡もの用地面積がある。令和4年度からの第3期財政計画において、令和4年度、令和5年度に旧渡利浄水場の解体撤去工事が約14億円で予定されている。

当初は平成30年度策定の財政計画においては令和2年度に計画されていた解体撤去工事であるが、入札不調に加え、土壌調査やアスベスト調査等の現地調査項目が追加となり当初予定から遅れが生じている。なお地方公営企業法の改正により平成26年度より適用されている減損会計を受け、平成27年度決算において減損損失を計上しており、未利用施設は評価減されている。

現在の旧渡利浄水場の一部は、施設管理センター、専用車輛（給水車等）の駐車、量水器の保管、書類の保管として現在も活用はされているものの、安全面の課題、維持管理費の負担がある。

高額な解体撤去費用が予想されているが、今後の入札、工事の実施、土地の利活用の実行を確実にやっていく必要がある。



## 2 下水道事業における雨水処理施設の整備状況について

「福島市下水道ビジョン」では美しいまち、安全で安心なまち、住み続けるまちの3本の柱からなっている。福島県が管理運営する県北浄化センターへの接続が完了したのち、福島市としては、令和6年度以降で第2の柱である安全で安心なまち（防災・減災のまちづくり）を本格的に進めるための段階にあり、堀河町終末処理場の改修工事を進めているところである。

浸水は、集中豪雨等による雨水を河川へ排出しきれずに溢れ出す「内水による浸水」、広範囲にわたる大雨により河川水が増水し河川堤防から溢れ出す「外水による浸水」に分かれるが、下水道事業で扱うのは「内水による浸水」である。近年の降雨量の増加や短時間豪雨が頻発していることから、国は流域治水関連法の整備及び雨水管理総合計画策定ガイドラインの改訂を行い、市でも、今般の状況を鑑み雨水管理総合計画を策定している。

市の雨水排水計画により、内水による浸水が起りやすい地区を中心に、雨水管渠や雨水排水ポンプ場の整備を進めてきたが、「経営戦略【改訂版】」策定時点で、整備済区域は2,716haで全体計画面積の約43%の整備率となっている。財政制約がある中とは言え、近年気候変動の影響が顕著となって短時間豪雨等発生している状況から、整備の進捗率を高めて行くことが望まれる。

以 上